

JA
DISCLOSURE

ディスクロージャー誌

2022

JA東京あおば



目 次

ごあいさつ	1
経営方針	2
JA東京あおばの自己改革	3
金融商品の勧誘方針	4
事業の概況	6
社会的責任と貢献活動	23
リスク管理の状況	24
自己資本の状況	27
事業のご案内	28
各種手数料	34
貸借対照表	37
損益計算書	39
注記表	41
剰余金処分計算書	64
部門別損益計算書	65
会計監査人の監査	67
損益の状況	68
直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	69
信用事業	71
共済事業	81
経済事業	83
その他の事業	85
経営諸指標	87
自己資本の充実の状況	88
役員等の報酬体系	101
当組合の組織	102
沿革・歩み	105
[連結情報]	
グループの概況	107
連結貸借対照表	109
連結損益計算書	111
連結注記表等	113
連結剰余金処分計算書	140
農協法に基づく開示債権	141
連結事業年度の事業別経常収益等	142
連結自己資本の充実の状況	143
財務諸表の正確性等にかかる確認	156

*注 各項目の金額は千円単位（千円未満切り捨て）又は百万円単位（百万円未満切り捨て）となっておりますが、小計・合計等は各項目を円単位で計算後、千円単位（千円未満切り捨て）又は百万円単位（百万円未満切り捨て）にして表示しています。

J A TOKYOAOBA DISCLOSURE

2022

『信頼され、未来へ続く東京農業』について 組合員・地域のみなさまに 理解が深まることを願って

J Aのディスクロージャーとは

ディスクロージャー (Disclosure) とは、「企業の業績や財務内容などの公開」のことです。

財務状況や経営内容はどうなのか、どんな商品があるのか、といった情報を公開することで企業の透明性を高め、利用者からの信頼を維持・向上することを目的としています。

J Aも、経営情報などの開示を通じて経営の透明性を高める観点などから、ディスクロージャーが求められています。

J Aは、貯金などの信用事業、保障などの共済事業や営農指導・販売、購買などの各事業を行っており、各事業が相互に補完しサービスを総合的に提供する事業体です。

また、J Aは組合員（一般的の株式会社での株主に相当）により組織され、組合員が運営・利用するという協同組織です。

一般の会社では、高収益・高配当を目的としていますが、J Aは各事業を通じて組合員・地域のみなさまへの貢献を第一に考え大切しております。

そのため、大都市のJ Aとして安心・安全な野菜などを食卓へ届けるのはもちろん、災害時の避難場所としての農地の提供など様々ななかたちで組合員・地域のみなさまとつながり、生活に貢献していくことが大切であると考えています。

みなさまから貯金等を通じお預かりしている大切な資産につきましては、当然、健全で安定した経営を心がけるとともに経営内容を公開し、組合員・地域のみなさまに信頼を得ていくことが大切です。

私たちは、組合員・地域のみなさまの経済・生活・文化の発展に貢献していくことが重要だと考えます。

このディスクロージャー誌を通じて、J A東京あおばへのご理解が一層深まることを願っています。

* 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

* 本冊子については、J A東京あおばの決算期（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の情報について掲載しております。

* 記載した金額は、表示単位未満を切り捨てのうえ表示しております。したがって、合計数値と合致しない場合がありますのでご留意ください。

* 金額については、0円の場合は「—」、表示未満の端数がある場合は「0」で表示しております。

ごあいさつ

組合員ならびに、地域の皆さんにおかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素よりJA東京あおばの各事業ならびに活動に対しまして、一方ならぬご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年度を振り返りますと、夏季東京オリンピックや冬季北京オリンピックでは日本選手が多くメダルを獲得するなど、国民に元気と勇気を与えてくれました。一方、新型コロナウイルス感染症による影響は、変異株の流行等によって未だ終息が見通せない状況にあります。また、全国各地で被害を伴う大規模自然災害も多く発生するなど、コロナ禍での健康被害に加え経済的被害を受けられた方をはじめ、被災された皆さんに心よりお見舞い申し上げます。

当JAでも、計画していた様々な行事やイベントを中止することになりました。一日も早く事態が収束し、日々の安寧が戻ることを願うばかりです。

一方、農業を取り巻く環境では、都市農地貸借法の施行に伴い、当JA管内でも生産緑地の貸借契約が締結されるなど、将来にわたり健全に都市農地が保全されることが期待されます。当JAでは相談から契約までのサポートに取り組み、組合員の皆さんに安心して生産緑地の貸借を行なっていただける環境づくりに努めてまいりました。都市農業を守るためにも、円滑に生産緑地の貸借が行なえる体制づくりに今後も努めてまいります。

現在、長引くマイナス金利政策や貸出金利の低下等により、農林中央金庫が示す奨励金水準等の段階的な見直しが行なわれるなか、信用事業総利益が減少し、年々その厳しさを増しております。また、令和4年4月より農林水産省の監督指針の改正に伴い、「早期警戒制度」がJAにも適用されます。本制度において、収益性について「従来の足下の実績」に基づくモニタリングから、将来の見通しに焦点を当てた「持続可能な収益性・健全性」の観点によるモニタリングへ見直されます。当JAでは、健全な経営を維持するために自己改革に取り組むとともに、第8次中期経営計画（農業振興計画含む）（令和元年度～令和3年度）、収支構造改革、営農・経済事業の成長・効率化プログラムを実践いたしました。

また、さらなる経営基盤の強化のために、支店再編方針に基づく第1期支店再編計画の実践に取り組むとともに、第2期支店再編計画を策定いたしました。組合員の皆さんへは座談会を開き、説明会を重ね、ご理解とご支援をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

このような一年でしたが、組合員の皆さんのご理解とご協力により、出資配当・事業分量配当ができる決算となりましたことをご報告申し上げますとともに、重ねて御礼申し上げます。

令和4年度は『第9次中期経営計画（農業振興計画含む）「未来へつなぐ協同の輪」』（令和4年度～令和6年度）の初年度となります。計画策定の段階から策定会議・策定プロジェクトを立ち上げ、青壮年部、女性部代表者の皆さまとの意見交換を行ない、『第9次中期経営計画（農業振興計画含む）』を策定いたしました。計画の中にある①農業振興計画、②組織基盤戦略、③経営基盤戦略の3つの戦略に取り組むと同時に、「農業協同組合としての使命や存在意義」を再確認し、組合員と共に歩む事業運営を役職員一丸となりますので、皆さまの一層のご理解と積極的な参加・参画をお願い申し上げます。

令和4年7月
代表理事組合長 久保 秀一



経営理念

わたしたちは、農業の豊かさ、人の和を大切にし、地域になくてはならない存在をめざします。

ビジョン

わたしたちJAは、くらしのサポーターNo.1を宣言します。

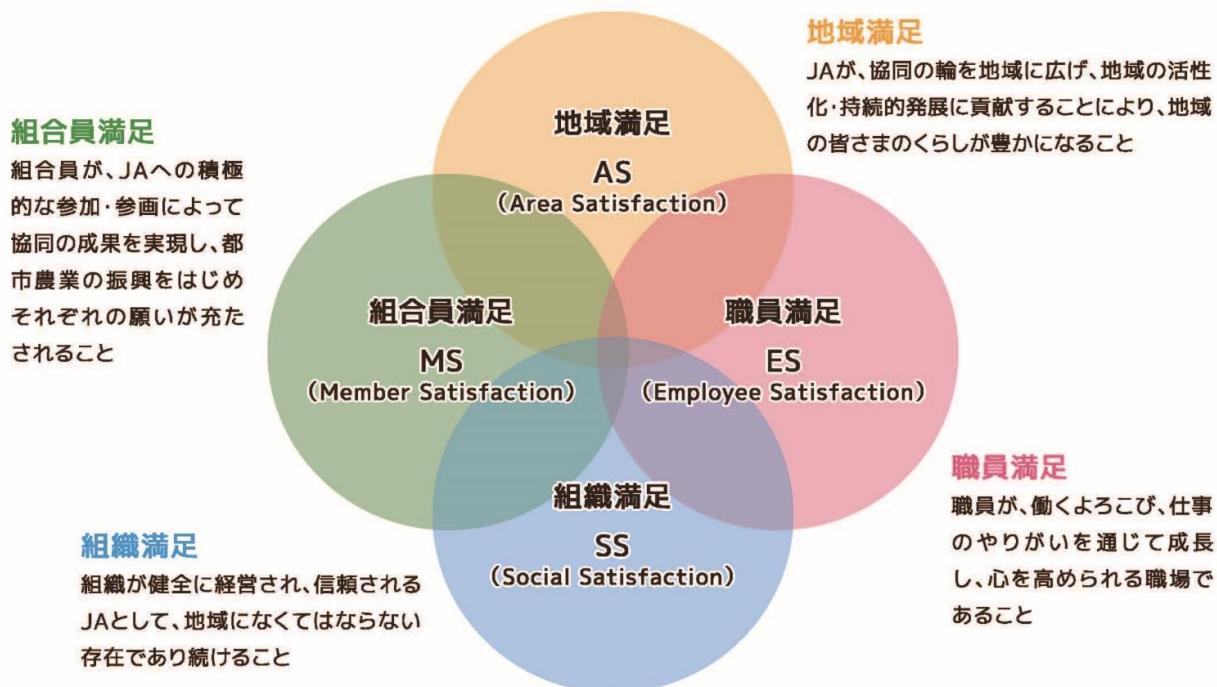
使命

1. 都市農業を守る
2. 組合員のくらしを豊かにする
3. 地域の活性化に貢献する

価値観

わたしたちは、「4つの満足(4S)の向上」を、事業活動を展開するうえでの共通の価値観とし、経営理念の実現をめざします。4つの満足とは、組合員満足(MS)、組織満足(SS)、職員満足(ES)、地域満足(AS)の全てが満たされ、4つの満足(輪)が均等に広がることで初めて達成できるものです。

JA東京あおばがめざす4つの満足(4Sモデル)



J A東京あおばの自己改革

—10年後、20年後も元気な「J A東京あおば」であり続けるために—

令和3年度は、第8次中期経営計画（令和元年度～令和3年度）の最終年度として、「未来へ続く都市農業の確立」、「自己改革の実践とさらなる健全経営の構築」の実践に努めました。持続可能なJA経営基盤の確立・強化に向けて、収支構造改革の重点取組事項の9項目について進捗管理を行ないながら実践いたしました。また、組合員から頼りにされ、専門性を発揮できる人財育成のために、人事制度を組織力強化につながる新制度へと見直しを行ないました。

農業者の所得増大に向けた改革

第8次中期経営計画（農業振興計画含む）を基軸に都市農業・都市農地にかかる諸制度の周知と特定生産緑地の指定促進を行ない、令和3年度では特定生産緑地未申請者への対応を制度説明会から戸別訪問に切り替えました。また、農業者の所得増大のため肥料・農薬・農業資材の一部商品を一括納入し、価格低減に取り組みました。

「営農・経済事業の成長・効率化プログラム」を実践し、アグリセンターと直売所の分離運営を行なうため、令和4年4月1日よりアグリセンターを農業振興課、直売所を購買販売課の直轄としました。

持続可能な経営基盤の確立・強化

持続可能な経営基盤の確立・強化に向けて、①経費削減・②収入増加・③業務改善に取り組み、収支構造改革を実践しました。（P14～20参照）

内部統制の強化

「内部統制システム基本方針」に基づき、内部統制の整備、内部統制の有効性発揮に向けた内部監査の強化に取り組みました。また、個人情報取り扱いの厳格化、適正な情報処理を行なえる態勢の構築、利用者保護にかかる適正な事務処理を行なえる態勢の構築に努めました。

財務基盤の強化

総対的リスク量を四半期毎に算出・確認後、ストレス後自己資本比率を算出し、リスク量と経営体力のバランスを認識するとともに、JAバンク基本方針に合致しているか確認しました。また、自己資本規制（バーゼルⅢ）のもとで、安定した財務基盤を確立するため、自己資本を充実させました。

金融商品の勧誘方針

当JAは、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等にかかる勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行ないます。

- 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行ないます。
- 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供する等、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行ないません。
- 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行なうよう努めます。
- 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行なえるよう役職員の研修の充実に努めます。
- 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

個人情報保護方針

東京あおば農業協同組合（以下「当JA」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当JAの事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当JAは、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当JAは、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当JAは、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行ないません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当JAは、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当JAは、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報の取扱い

当JAは、仮名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当JAは、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当JAは、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当JAは、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当JAは、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当JAは、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 繼続的改善

当JAは、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

東京あおば農業協同組合（以下「当JA」といいます。）は、事業を行なうにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

- 当JAは、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。
また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

- 当JAは、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力との決別）

- 当JAは、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

- 当JAは、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行ない、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

- 当JAは、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士等、反社会的勢力を排除するための各種活動を行なっている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

※1 反社会的勢力とは、平成19年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に記載される集団または個人を指します。

金融円滑化にかかる基本方針

東京あおば農業協同組合（以下「当JA」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当JAの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的且つきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切且つ十分に行なうように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的且つ丁寧に説明するよう努めます。
- 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認又は地域経済活性化支援機構若しくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたします。
具体的には、
(1) 組合長以下、関係役員部長を構成する「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断で気に協議します。
(2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策に徹底に努めます。
(3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行ないます。

事業の概況

1 指導事業

(1) 特定生産緑地の指定促進と都市農地貸借の円滑化

- ① 行政と生産緑地に関する情報を共有し、特定生産緑地未申請者に対し、戸別訪問を実施しました。
- ② 特定生産緑地未申請者に対し、ヒアリングシートでの意向調査を行ない、指定促進に取り組みました。その結果、練馬区94%、板橋区85%が申請済となりました。
- ③ 練馬区と連携し、農地貸借を希望する組合員と面談し、マッチングに向けて取り組みました（マッチング5件、貸借成立4件）。
- ④ 信用部と資産管理事業情報共有会議（7回）を開催し、情報の共有を行ないました。
- ⑤ 行政と連携し、都市農地制度の情報共有を行ない、理解促進に取り組みました。
(情報共有会議：9回)

(2) 農地の実態把握と未利用農地の有効活用提案

- ① 行政と連携し、情報共有体制を構築しました。
- ② 練馬区農業委員会・練馬区と意見交換会を開催し、農地に関する情報の共有を行ないました。
- ③ 行政と連携し、必要に応じて農業者を訪問しました。
- ④ 農地の有効活用提案を実施するため、行政と情報の共有を行ない、今後の施策について検討を行ないました。
- ⑤ 農地貸借のマッチングは5件、貸借契約の立会は4件となりました。
- ⑥ 信用部くらしの相談課と連携し、相談業務に取り組みました。

(3) 都市農業の振興を目的に創設した「都市農業振興積立金」の有効活用

- ① 都市農業振興積立金の有効活用実績はありませんでした。

(4) 農業者の所得増大、農畜産物に対する付加価値を増大する、PB(プライベートブランド)商品の開発

- ① 既存PB商品及び新規PB商品開発の費用対効果等を検証し、新規PB商品の検討に取り組みました。
- ② JA間流通を活用し、都内他JAの直売所で販売を実施しました。
- ③ 安定した生産のため、業者預り原料確保・調整を行ないました。冷凍PB商品の継続販売のため、冷凍コンテナの移設工事を実施しました。

(5) 江戸東京野菜の普及・推進に向けた取組方法の再検討

- ① 江戸東京野菜を普及するため、江戸東京野菜苗の無償配布を行ないました。江戸東京野菜の付加価値を高めるため、来年度以降は有償配布としました。
- ② 農の風景公園（仮称）で、練馬大根の作付け、収穫体験イベントの実施、子ども食堂への食材提供を行ないました。

(6) 地域の特性を活かしたマルシェ等の後援

- ① 四季の香ローズガーデン等各機関と連携し、新たな場所でマルシェを開催しました。
- ② 生産者自らが販売を行なうマルシェ等の支援を行ないました（8回）。

(7) 安全・安心な東京野菜普及のため、トレーサビリティ(生産履歴記帳)の徹底と農産物直売所における衛生管理についての情報提供

- ① エコ農産物認証取得者の残留農薬検体検査、生産履歴の確認等を行ないました。
- ② 令和4年4月に導入する生産履歴管理システムの操作説明会（16回）を行ないました。
- ③ HACCP(ハサップ)（※1）の考え方を取り入れた衛生管理の手引書を作成し、各直売所に周知しました。
- ④ 直売所・アグリセンターで農畜産物放射線検査を実施し、毎月ホームページ上で結果を開示しました。
- ⑤ GAP制度について担当職員へ周知しました。

(8) 新規就農者支援・多様な担い手の育成・確保

- ① 行政と連携し、認定農業者への認定を支援しました。
- ② 職員提案制度での提案を採用し、「農サポーター」制度の周知に取り組みました。
- ③ 青壯年部と協力し、農の風景公園（仮称）で農業体験イベントを実施しました。

(9) 食と農の大切さ、安全・安心を伝える場の創造と地域の共存・共栄

- ① 行政・地域NPO法人・青壯年部と連携し、農の風景公園（仮称）で農業体験イベントを実施しました。また、行政・関係団体と連携し、子ども食堂に農産物を提供しました。
- ② 第24回JA東京あおば農業祭は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、豊穣感謝式典と農園芸畜産物品評会のみを開催しました。品評会の出品物は、行政・関係団体と連携し、子ども食堂に提供しました。
- ③ 第15回練馬大根引っこ抜き競技大会を開催し、419人が参加しました。収穫された練馬大根は、行政と連携し、練馬区内の小・中学校へ学校給食の食材として提供しました。
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、参加者を練馬区内在住者に限定しました。
- ④ 小学校13校（児童1,067人）の社会科見学を受け入れました。
- ⑤ JA東京アグリパークで、管内農産物の販売を行ないました。

(10) 営農指導力の強化・生活指導

- ① 地域振興渉外会議（5回）で、農業者概況調査・生産履歴管理システムの指導等について学習会を開催しました。
- ② 農薬の検索を簡便化するため、農業電子図書館を更新しました。

（※1）HACCP(ハサップ)

事業者がそれぞれの工場における食品製造工程について、主体的に危害要因を分析し、管理システムを設定・運営するものです。（何をどこでどのように管理するかを事業者自らが実施し、その証拠を残すという一連の作業システム）

2 購買事業

(1)生産効率化の提案ならびに肥料・農薬等の価格引き下げ

条件付き一括納入により肥料農薬（13品目）について予約共同購入と比較し、価格引き下げを実現しました。生産効率化に向けヤシガラ資材（2品目）を新規提案しました。

(2)PB商品の開発

魅力ある商品開発をめざし、4社と新規PB商品の打ち合わせを実施しました。

(3)生産資材・生活物資の取扱品目の検証、販売方法の見直し

- ① 売上分析（取扱実績）を行ない、各品目上位100位を算出しました。各店舗の実状を踏まえた取扱品目を検証しました。
- ② 肥料農薬（13品目）について条件付き一括納入による価格低減を実施しました。
- ③ 年間予約共同購入について組合員ニーズに添った商品提案型共同購入を検討しましたが、在庫集約と手数料率見直しの関係により、策定に至りませんでした。
- ④ 各店舗における取扱商品を洗い出し、在庫集約品目以外を全て注文販売へ見直すこととしました。
- ⑤ 店舗引取価格制度については、引取価格単体での手数料率の見直しが困難であることから制度策定に至りませんでした。

(4)アグリセンターの業務効率化ならびにコスト削減

- ① 購買業務・販売業務の分離運営に伴う本部事務集約のため、人員配置を実施しました。
- ② アグリセンターの肥料農薬共同購入事務を本部（購買販売課）へ移行し、効率化を図りました。
- ③ 繼続して各業務内容を見直し、本部事務集約に向けた体制整備や適正人員配置について検証しました。

(5)農業機械サービスの構築

- ① 新作業料金について検討し、農業機械サービス業務の全体的な業務フローについて抜本的な検証を行ないました。
- ② 農機システム（M(エム)-web(ウェブ)）の導入により、端末上で修理に必要なデータの閲覧が可能となり、作業効率が大幅に改善しました。管内農業者が保有する農業機械のデータベース化をすすめました。
- ③ 本部事務集約に向け、アグリセンターの農機業務を本部（購買販売課）へ移行し、効率化を図りました。

(6)店舗間配送の構築による業務効率化

- ① JA共済連助成金を活用し冷蔵冷凍トラック等を導入し、管内物流について検討を行ないました。
- ② 集約拠点となる各店舗の倉庫容量に見合った品目配置等の検証を行ないました。
- ③ 店舗間転送業務の検証を行ない、各事業と連携した生産資材・食料品の店舗間定期配送料ルートを策定しました。

3 販売事業

(1) 魅力ある直売所づくり

- ① 提携JAとの取引を積極的に実施し、他県農産物ならびに加工品の取り扱いを充実させ、地場産出荷物が少ない時期の品目補填を図りました。
- ② 農業者の所得増大のため、にりん草にて午後の荷薄対策を目的とした買取販売を試験的に運用しました。
- ③ ホームページ及びSNSを活用し、直売所情報や地場産農産物に関する情報を発信しました。
- ④ 店舗運営マネジメント体制の構築のため、店長制度を導入することとしました。
- ⑤ 令和4年4月より直売所出荷者への生産履歴の提出を義務化するため、新たな生産履歴管理システムを導入することとしました。

(2) 直売所に出荷できない生産者を中心とした、集荷体制の充実

- ① 直売所運営について生産者と協議を実施しました。
- ② 直売所出荷体制の充実に向け、生産者との対話を通じた体制整備に努めました。

(3) 学校給食への地場産農産物の提供

- ① 『生産者との交流体験と学校給食への都内産食材の供給促進』に基づき、関係機関と連携し、地場産農産物を提供しました。
- ② JA東京中央会と共に空白行政区の学校給食への食材提供を継続的に取り組みました。
- ③ 行政と連携し、敬老の日の祝い品として地場産農産物とPB商品の詰め合わせを宅配しました。
- ④ 毎週金曜日に子ども食堂へ食材提供を行ないました。食材は生産者からの寄付及び一部仕入農産物の荷余り等を提供しました。

4 利用事業

(1) 農業用機械

利用事業	件数
農業機械の貸し出し	40
オペレーターの派遣	11
各種農機点検・整備	429

(2) 農業機械実演講習会を2回開催し、32人（職員含む）が参加しました。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、アグリスクール開催（指導事業）、婚活事業（指導事業）、食農教育関連イベント（指導事業）、教育文化活動セミナー（指導事業）、ショップアドバイザー（各地区女性部役員）との意見交換（販売事業）、学校給食関連の交流体験（販売事業）、JA東京アグリパークでの活動（販売事業）は、実施しませんでした。

5 信用事業

組合員・利用者皆さまのくらしに貢献するために、渉外活動を中心に各種相談・提案業務に取り組みました。また、関連部署と連携を図り、利用者のニーズに応える商品提供を行ないました。

① 農業・地域の成長支援

生産者と協力し、地場産農産物の販売やマルシェの開催を後援し、地域農業の活性化に取り組みました。

- ・JA参加マルシェ等販売会（19回）
- ・農業者実施マルシェ（JA支援）（8回）合計27回

② くらしの相談員・渉外担当者によるライフプランサポートの実践

くらしの相談員・渉外担当者による相談業務の強化を行ないました。また、地区別合同勉強会（4回）を開催し渉外担当者の人財育成に取り組みました。

- ・資産有効活用提案（82件）
- ・相続対策提案（65件）
- ・遺言信託提案（17件）

③ 組合員・利用者のニーズに沿った資金の提供

組合員をはじめ、利用者のライフステージに沿った商品提供に取り組みました。

- ・農業資金（16件：78,670千円）
- ・住宅資金（35件：1,715,700千円）
- ・相続税資金（30件：6,023,209千円）
- ・リフォーム資金（46件：486,434千円）

④ 経営基盤の確立

組合員をはじめ、地域利用者の大切な財産を犯罪から守るため、店頭及びATMコーナーにて注意喚起を行ないました。また、業務の効率化・コスト削減のため、ATM利用促進・インターネットバンキング利用促進に取り組みました。

- ・ATM利用（当座性取引486,135件、定期性取引2,795件）
- ・インターネットバンキング利用（3,502件）

⑤ 融資借換キャンペーンの実施

組合員・利用者それぞれのニーズに沿った融資借換提案を実施しました。

- ・借換実績（1,008,104千円）

⑥ 人財育成

- ・「職制規程」及び「職務権限」を見直し、支店長・副支店長等の役割を明確にし、人財育成に取り組みました。
- ・支店巡回による指導を実施しました（51回）。
- ・融資担当者会議・新任融資担当者個別研修会を実施しました（17回）。

⑦ 渉外のあり方についてサポート体制の整備と集金業務・推進方法の見直し

- ・渉外管理者及び渉外リーダーによるサポート体制を構築しました。
- ・集金業務・推進方法の見直しを行ない、提案型推進に取り組みました。

【くらしの相談】

組合員との関係性（リレーションシップ）構築のため、日常的な組合員訪問活動を強化し、出向く体制を充実させるとともに、組合員の多様なニーズに対応する相談提案型推進を実践するため、令和4年4月1日より信用部に涉外課を設置することとしました。また、組合員の皆さまからの資産・相続・遺言・年金に関する相談を通じて、有益なアドバイスができるように関連部署及び各専門士と連携を図り対応しました。

- ① 相談・要望に沿った提案活動を実施しました。

相談活動	件数
相続相談（相続シミュレーション作成）	65（48）
資産管理相談	82
遺言信託契約（累計）	17（89）
年金相談	71

6 共済事業

「安心と信頼の『絆』を未来につなぐ～地域のくらしと農業を支えるJA共済～」を事業方針に掲げ、相互扶助の精神のもと、組合員ならびに地域の皆さんに安心と満足をお届けできるよう、事業に取り組みました。

- ① 「3Q訪問活動」を10,395件実施しました。
- ② 業務の効率化・不祥事未然防止のため、タブレット端末機「Tablet's（タブレッツ）」を使用した普及に努め、ペーパレス契約の普及率が95.3%となりました。
- ③ 組合員・利用者の利便性向上を図るため、共済掛金のキャッシュレス手続きの普及に努め、キャッシュレス契約割合が89.5%となりました。

7 宅地等供給事業

「農と住」の調和を第一に考え、時代に即した資産管理事業を展開するため、くらしの相談課と東京協同サービス（株）が連携しながら、組合員の資産管理全般（資産に関する相談等）に対応するため、事業に取り組みました。

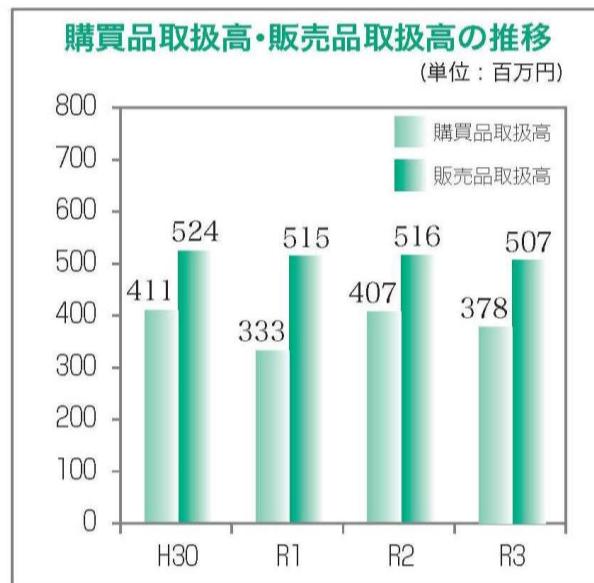
また、収支構造改革の重点取組事項「6. 東京協同サービス（株）との事業連携のあり方について」を実践し、令和4年4月1日より地域振興事業本部に資産管理部を設置することとしました。資産管理部設置に伴い、信用部くらしの相談課は廃止し、業務は資産管理部へ移管することとしました。なお、遺言信託・年金相談業務は信用部貯金課へ移管しました。

8 総合企画本部

さらなるJA健全経営の確立、財務基盤強化のため、自己改革に取り組むとともに、収支構造改革に取り組みました。

- ① 第1期支店再編計画の実践に取り組み、豊玉支店を中村橋支店へ統合しました。また、第2期支店再編計画を策定し、組合員座談会を23回開催しました。
- ② 第1期、第2期支店再編計画をすすめるにあたり、計画の進捗管理や固定資産全般の管理を強化するため、また、デジタル化を促進するため、令和4年4月1日より総務部に管理課を設置することとしました。
- ③ 組合員から頼りにされ、専門性を發揮し、キャリアパスとワーク・ライフ・バランスに考慮し実効性を重視するとともに組織力強化につながる新人事制度の運用に向けて、「職員ステップアップガイド」を改定しました。
- ④ 業務コストの見直しを行ない、印刷・消耗品費等の圧縮を行ないました。
- ⑤ 「JA東京あおば職員提案制度」を運用し、26件の提案（採用：4件）がありました。
- ⑥ 若手職員による「第2期NEXT AOBAPJ」を完遂し、役職員の行動指針となるキャッチフレーズ、コーポレートカラー、ロゴマーク、オフィシャルキャラクターを策定しました。
- ⑦ 准組合員アンケートを広報誌・支店窓口・専用WEBフォームから行ない、回答結果（229件）は、広報誌で開示しました。また、パンフレット「これから准組合員になられる方へ」を作成し、都市農業応援団としての准組合員の位置づけを明記しました。
- ⑧ 業務効率化と環境への負荷に配慮し、業務用車両を9台削減しました。
- ⑨ 業務効率化のため、各拠点支店と本店にワイヤレスでPCと接続でき、WEB会議システムに対応できる大型モニターを導入し、ペーパレス・リモート会議を実施しました。
 - ・広報誌「あおば」を年4回発行（発行部数年間累計：20,520部）しました。
 - ・SNSによる情報発信（Facebook、Instagram、Twitter、YouTube）を行ないました。
 - ・Instagramでのライブ配信、野菜プレゼント企画等、コンテンツの充実を図りました。

9 主な事業成績の推移



収支構造改革について

—10年後、20年後も元気な「JA東京あおば」であり続けるために—

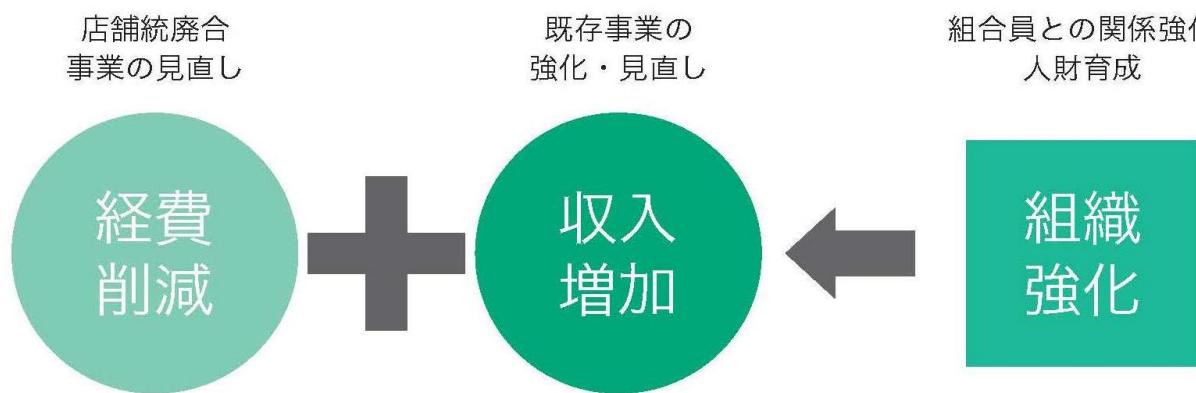
現在、日本国内では、少子高齢化や人口減少、格差社会が顕在化しています。また、国内の低成長に伴い、資金需要は先細りしていく見通しとなっています。さらに、日銀による超低金利（マイナス金利）政策が長期化し、金融機関の収益は減少傾向にあります。そこに、新型コロナウイルス感染症が拡大し、経済に大きな悪影響を及ぼしてきています。

当JAでは、組合員の皆さまからお預かりした貯金を、上部団体である東京都信用農業協同組合連合会（以下、JAバンク東京信連）を通して農林中央金庫に預けることで、預け金利息・奨励金等の収入を得ており、これを事業収益の大きな柱の一つとしてきました。

預け金利息・奨励金等の水準（金利）は、世界的な超低金利政策のもとでも、高い水準にありましたが、超低金利政策が長期化したこと、資金運用環境が好転する展望が望めず、このまま高い水準を維持し続けることは困難な状況となりました。

そうしたなか、農林中央金庫は、令和元年度より、JAバンク東京信連に対する預け金利息・奨励金等の水準（金利）を引き下げ始めました。また、こうした動きを受けて、JAバンク東京信連は、令和4年度より、都下JAに対する預け金利息・奨励金等の水準（金利）を段階的に引き下げる決断をしました。

「JAバンク東京信連からの預け金利息・奨励金等の収入を期待するビジネスモデル」は限界を迎えることになりました。このビジネスモデルから脱却していくかなければなりません。そこで、自立して総合事業（信用・共済・指導経済等）を継続していくことで、組合員サービスを維持・提供していくよう、「収支構造改革」に取り組むこととし、①経費削減・②収入増加・③業務改善に取り組みました。なお、令和3年度までに完遂した取組事項は終了とし、引き継ぐ事項は、第9次中期経営計画に盛り込んでいます。



収支構造改革重点取組事項 9項目

- (1) 第2期支店再編計画の策定
- (2) 地域振興事業戦略構築
- (3) 信用事業 融資伸長
- (4) 審査態勢の見直し
- (5) 渉外のあり方について（くらしの相談・共済LAを含む）
- (6) 東京協同サービス(株)との事業連携のあり方について
- (7) 業務コスト見直し
- (8) 人財育成・働き方改革
- (9) 業務量調査結果の課題解消に向けて

収支構造改革 令和3年度 取組内容・取組結果

重点取組事項	取組内容
1. 第2期支店再編計画の策定	
①第2期支店再編計画の策定	支店再編方針（平成26年6月26日総代会決議）を基本に計画案の策定・実施 「今後10年を目途に、現在の17支店を10支店程度に統合・再配置します。」
2. 地域振興事業戦略構築	
(1) 直売所改革	～効率的な店舗運営をめざして～
①店舗運営の見直し	直売所担当職員の確立、営業日・営業時間の統一等
②買取販売品導入の検討	野菜販売機の導入、生産履歴記帳の徹底等
③再構築の検討	直売所統合等の検討
(2) 購買事業改革	～赤字解消と組合員に求められる事業の構築をめざして～
①販売方法の見直し	注文販売移行の検討、店舗引取価格制度の導入等
②農業機械事業の再構築	要項・作業料金の見直し
③再構築の検討	アグリセンター統合等の検討
(3) 指導事業改革	～新たな事業体系の構築と既存事業の見直し～
①都市農地制度の構築	行政との協定書締結、生産緑地保有者データの作成・管理等
②部会の運営方法	直売所連絡協議会（仮称）の設立、各部会の方向性の検討
③イベントの見直し	農業祭・練馬大根引っ抜き競技大会の費用圧縮
(4) セレモニー事業の見直し	今後の事業のあり方の検討
(5) 旅行事業の見直し	今後の事業のあり方の検討

令和3年度 取組内容	令和3年度 取組結果	実行責任者
理事会への答申（答申書） 支店再編計画 組合員説明会の実施 臨時総代会（予定）	理事会への答申（令和3年7月8日理事会決議） 組合員説明会（座談会）を開催（23回） 臨時総代会は延期し、第25回通常総代会に第2期支店再編計画（案）を上程（令和3年12月28日理事会決議）	鈴木専務 (総務部)
令和3年度収支改善見込額：190万円	令和3年度収支改善額：176万円	
上半期、にりん草で試験的運用を開始 ・営業時間の見直し ・店長制度導入に向けた準備（R4.4.1より実施） ・適正人員プランの導入 ・月次損益基準の確認	営業時間の見直しについては、コロナ禍の影響により未実施 店長候補者に面談を実施し、令和4年度より導入 月次損益基準の確認を行ない適正人員プランの策定、実施	
にりん草で試験的運用の実施 ・バーコードラベル発行の紐づけの検討 ・組合員説明会開催の実施（各地区4回以上）	生産履歴記帳と連動したバーコードラベルの発行紐づけを検討した結果、新システム導入後においても導入不可（JA東京中央会確認） 買取販売品導入について直売所出荷者説明会を開催（4回） 直売所連絡協議会準備会を開催（6回）	
一部買取販売方式の試験的導入 ・にりん草での運用開始 ・全店舗実施に向けた課題等の整理	にりん草にて一部買取販売方式の試験的運用開始（8品目） (令和3年11月より) 課題：直売所連絡協議会（仮称）設置の遅延	
直売所の損益計算書の周知・共有 全地区で直売所出荷者向けの説明会の実施	出荷者に対し全体収支状況の説明会を実施（4回） 直売所連絡協議会（仮称）設置の遅延	
令和3年度収支改善見込額：なし	-	
本部集約化とした購買事務の効率化	推進肥料・農薬についての本部集約実施 その他、購買品・販売品の実施には至りませんでした。	
作業手順書、作業料金の見直し	作業手順書、作業料金の見直しに向け、専門担当者の業務内容検証、修理事務の効率化実施 要項・作業料金の見直しの実施には至りませんでした。	
各アグリセンターの最低事業利益水準の策定	各地区アグリセンター適正人員プランの検証実施 センターと直売所の事業分離ができていないため、最低事業利益水準の策定の実施には至りませんでした。	新堀常務 (地域振興部)
令和3年度収支改善見込額：2,410万円	令和3年度収支改善額：2,585万円	
農の風景公園（仮称）等事業の行政との連携	令和3年度事業運営受託 準備会開催（4回） イベントの実施（3回） 練馬区と協議の結果、農の風景公園（仮称）に関する協定書は令和5年3月末までに締結	
防災協定の再締結（練馬区）	防災協定について農業者の農地とJAの建物について検討。継続協議中であり、協定書締結には至りませんでした。	
直売所連絡協議会（仮称）の設立・協議開始	直売所連絡協議会準備会を開催（6回）	
上半期で説明会実施	直売所出荷者説明会を開催（4回）	
下半期で協議会の運営開始	直売所連絡協議会準備会での協議の結果、各地区出荷者との協議継続	
夏休みこども村廃止・農業祭費用圧縮 農業祭の内容の検討	令和3年5月の農業祭実行委員会で規模縮小について承認 令和3年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、品評会のみ実施 農業祭改善額：1,302万円（令和元年度対比） 夏休みこども村改善額：136万円（令和元年度対比）	
令和3年度上半期で事業終了	計画通り9月末に閉店いたしました	
令和3年度上半期で事業終了	計画より早期の7月末に閉店いたしました	

重点取組事項	取組内容
3. 信用事業 融資伸長	
①融資申込書類の簡素化	借入（条件変更）時の徴収書類簡素化、貸出金利弾力の見直し
②事業計画に基づく（担保・保証に依存しない）貸出の強化	事業性評価の導入
③借入ニーズの掘り起こし	土地活用の最新情報提案型推進、修繕・借換需要者・遊休地所有者等の選定、組合員貯金融資取引調査
④住宅ローン増強	貸付判断基準の統一化
⑤職員教育による融資提案能力の向上	階層別研修会開催、融資担当者の必須資格（FP2級以上・住宅ローンアドバイザー）、推奨資格（宅建）
4. 審査態勢の見直し	
①融資決裁権限の委譲	貸出専決権限表の改定、融資決裁の日数短縮
②審査書類の見直しによる書類簡素化	必要に応じた書類作成へ変更、会議運営方法の見直し 等
③職員教育による与信業務及び資産査定能力の向上	研修の実施、支店巡回による指導・牽制 等
5. 涉外のあり方について（くらしの相談・共済JAを含む）	
①提案型推進への転換（共済JA含む）	融資伸長に重点を置いた、資産有効活用提案、相続・事業承継支援、遺言信託支援、年金等のアドバイス
②涉外担当者のサポート体制の整備	指導者の選定・育成
③集金業務・推進方法の見直し	融資伸長に重点を置いた、資産有効活用提案時間の創出
④涉外担当者の提案能力の向上	必須資格取得（FP2級以上）
6. 東京協同サービス株との事業連携のあり方について	
①再構築案の策定・検討	J A東京あおばへの事業譲渡（全部・一部）の検討 等
②賃貸管理業務機能の見直し	賃貸管理システム変更の検討 等

	令和3年度 取組内容	令和3年度 取組結果	実行責任者
	借入（条件変更）時の微求書類簡素化開始（令和3年4月） 登記情報システム支店導入開始（令和3年4月）	借入（条件変更）時の微求書類簡素化実施 640件 借入申込における微求書類の軽減効果数 登記情報システム運用 6,667件 融資業務における登記情報内容確認の作業効率改善	島田常務 (信用部)
	支店作成の「事業収支計画」運用開始（令和3年4月） ※運用状況のモニタリングを行ない必要に応じて改善、修正等の実施	事業収支計画書支店作成 (新規賃貸住宅建築資金、借換、修繕資金等) 作成件数：122件 ※令和3年9月より運用方法一部変更（改善実施済）	
	令和3年度も修繕・建替・借換選定者について情報収集により戦略的推進を実施 借換キャンペーン実施 目標額（枠）30億円 ※情報シート等の運用状況のモニタリングを行ない指導を実施	修繕案件 修繕サポートローン (東京協同サービス㈱専用含む) 20件 2億8,289万円 借換キャンペーン実施（目標額30億円） 8件 10億810万円 定期貯金担保金利見直しによる融資伸長 50件 4億6,838万円実行	
	ローンセンターと東京協同サービス㈱の連携による提携業者の拡充	住宅ローン（保証付き案件）実績額 23件 8億5,870万円	
	「融資担当者」 ・住宅ローンアドバイザー取得率80% ・FP2級資格 取得率50%	【融資担当者】 住宅ローンアドバイザー合格者17人（23人/32人） 71% FP2級合格者2人（12人/32人）37% 新任融資担当者臨店指導実施 臨店実施日数 16日 (新任及び2年目融資担当者数 16人)	
	令和3年度より運用開始 主に「支店長による住宅ローン決裁へ移行」	令和3年4月より、貸出専決権限基準を改定し支店長による住宅ローン決裁へ移行 令和3年度取扱件数：24件 条件変更の内容により、即日決裁の対応開始 融資決裁までの日数短縮：10.8日→9.2日 1案件に係る書類作成時間：15.0時間→12.7時間	鈴木専務 (審査部)
	令和3年度より運用開始 ※固定特約期間満了等、即日決裁が可能へ	令和3年4月より、固定特約期間満了による条件変更案件の即日決裁対応開始 取扱件数：57件 会議運営方法の見直しにおいて、「審査担当理事・審査部長決裁会議」にかかる時間の短縮	
	令和3年度以降についても通信講座ならびに階層別研修等の実施及び臨店指導 審査二課による資産査定勉強会・支店巡回 監査法人トーマツによる階層別研修会2回、臨店指導	資産査定研修（4回） 資産査定の高度化に向け支店巡回（66回）実施	
	涉外担当者行動指針の策定	涉外担当者行動指針策定完了 (取組結果) 資産有効活用提案：82件 相続・事業承継相談：65件 遺言信託契約：17件 年金受給口座獲得：849件	島田常務 (信用部)
	管理者のサポート体制充実	統合店舗は涉外管理者によるサポート体制を構築 その他店舗は涉外リーダーがサポートする体制を構築 涉外管理者研修会実施（2回）	
	涉外担当者行動内容の具現化	定期積金集金業務の見直し 集金見直し件数：896件（5,516件→4,620件）	
	通信教育、研修等により自己啓発に努め資格取得をすすめていく	FP2級合格者3人（涉外担当者14人/65人）21%	
	連携強化による収益向上 資産管理課 規程策定・資産管理事業戦略会議（毎月1回）	土地売買契約【共同仲介】4件・29億円※令和4年度決済 宅地等供給事業諸規程を策定・資産管理事業戦略会議（5回）	鈴木専務 本橋社長 (経営企画部)
	10月を目途に新システムへ移行 JA自振より賃料収納代行へ	令和3年10月から新システム運用開始 令和3年9月から賃料収納代行運用開始	

重点取組事項	取組内容
7. 業務コスト見直し	
①感謝の集い（会場費込：準備1日+8公演4日）	①廃止、②招待基準の見直し、③代替案の検討
②感謝の集い記念品	同上
③総代会記念品	同上
④地区別事業報告会	開催はするが、飲食について検討
⑤事業推進大会	開催について検討（会場・懇親会について）
⑥職員事業進発式	開催について検討（会場・懇親会について）
⑦受章祝賀会	開催について検討（会場・懇親会等について）
⑧韓国・沖縄研修	韓国研修については交流中止、沖縄研修については協議
⑨車両費	必要台数の再検討（車からバイクへの切り替え）
⑩コピー機	個別基準の見直し、個別契約から入札等によるコスト削減
⑪水道光熱費	使用料等の見える化（職員への意識付け・残業削減）
⑫印刷・消耗品費	ペーパレス会議（理事会等すべての会議）の導入、職員への意識付けによる文房具費等の圧縮
8. 人財育成・働き方改革	
①職員ステップUPガイド2017の見直し	ワーキンググループ（WG）の設置、キャリアパスモデルの見直し
②給与改革	基本給・手当等の見直し、コンサルタントの導入、職員への周知、相談・フォロー
③働き方改革（労務管理の見直し）	勤務時間、フレックスタイム制の検討、残業時間の削減、有給休暇取得日数の向上
9. 業務量調査結果の課題解消に向けて	
①適正要員（職員数過剰・不足、業務効率化）	支店等における優良事例を収集し、所管部署が主体となって企画・実施する（人事部）
②就業時間（一部の職員に業務が集中）	権限の見直しを実施する（信用部）
③支店長・副支店長による人財育成の時間確保	人財育成に対する役割認識を強化するための人事評価制度を導入する（信用部）
④営業成績が高い渉外担当者の時間の使い方を横展開	渉外担当者の指導係を明確にするとともに、指導係向けの研修を実施する（信用部・共済部）
⑤指導関連業務への時間の活用	営農指導部署としての期待役割を明確に定め、組合員ニーズに応える（地域振興部）
⑥販売・購買事業の業務改善	情報収集を実施し、業務改善を実施する（地域振興部）
⑦嘱託職員の適正配置	嘱託職員の期待役割を明確に定義し、適正な人事配置を実施する（人事部）
⑧時短職員の適正配置	職場復帰後もキャリアアップが可能なことを示すキャリアパスを策定・周知する（人事部）

令和3年度 取組内容	令和3年度 取組結果	実行責任者
令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、招待基準を変更して開催 令和4年度以降の開催内容を協議決定	令和4年度開催（出演者）再々延期4日8公演より2日4公演に縮小開催（令和3年10月28日理事会決議） 令和5年度開催については信用部担当部署へ変更	古川理事部長 (総務部)
記念品配布廃止	廃止決定（令和3年10月28日理事会決議）	
記念品配布廃止	記念品配布廃止	
懇親会取り止めで開催	組合員座談会として日中開催に変更し、懇親会は取り止め	
練馬文化センターで開催・懇親会取り止め	練馬文化センターで日中開催に変更し、懇親会は取り止め	
練馬文化センターで開催・懇親会取り止め	練馬文化センターで平日開催に変更し、懇親会は取り止め	
規模を縮小し、開催予定	受賞者宅へ戸別訪問（令和3年12月28日理事会報告）	
令和3年度は沖縄研修は中止、次年度以降については協議	韓国研修中止 沖縄研修については継続協議	
新基準での運用開始 業務用車両：5台削減 改善目安：50万円	9台削減（107台→98台） 改善額：約50万円（令和元年度対比）	
機器の統一（消耗品一括購入によるコスト削減） コスト改善コンサルタント開始 改善目安：200万円	コピー用紙一括購入による費用削減（改善額：約55万円） 機器統一の調査	
部署別データによる管理・啓発啓蒙活動の実施 コスト改善コンサルタント開始 改善目安：160万円	令和4年2月電気契約変更（令和4年度削減額約300万円予定）引き続き職員へ使用料データ配布 改善額：122万円（令和元年度対比）	
電話等の配線契約会社等調査 出資申込書関係データ化による紙資料の削減開始 コスト改善コンサルタント開始 改善目安：52万円	電話等の調査開始、出資申込書データ化開始 改善額：203万円（令和元年度対比・⑩と合算） 文房具購入：FAXからメール注文に変更（令和4年度～）	
【職員ステップUPガイドの改定】 改訂版職員ステップUPガイドの策定 【給与改革】 年功序列型の給与体系から職責連動による新給与制度への見直し（手当等を含む） 【規程の変更】 関係諸規程の変更 【職員説明会の実施】 職員説明会を複数回実施し、職員へ周知 職員からの相談・フォロー	【職員ステップUPガイドの改定】 新人事制度を踏まえた職員ステップUPガイドの策定完了 【給与改革】 年功序列型から職責連動による新給与制度の導入完了 【規程の変更】 新人事制度導入に伴う関係諸規程の変更 (令和4年3月16日理事会決議) 【職員説明会の実施】 職員説明会実施（3回） 新人事制度について職員に周知 職員の質問に対し、コンサルタントより回答	古川理事部長 (人事部)
残業時間目標：令和元年度より30%削減 有給休暇目標：平均取得日数10日以上	残業時間：5.1%削減（令和元年度対比） 有給休暇平均取得日数11.1日	
所管部署・関係部署との協議ヒアリングを踏まえた下半期の人事異動の実施	所管部署・関係部署との協議ヒアリングを踏まえた人事異動の実施	常勤理事 (経営企画部)
確認済みのひな形を修正後人事部へ提出 (4月以降)	「職制規程」・「職務権限」見直し完了	
権限の見直しによる人財育成時間の確保 (4月以降)		
人事異動に伴い新たな涉外担当者の指導係の育成 共済部と連携を図り研修方法を検討	【信用部】 部署連携による合同勉強会の開催（4回） 各店舗涉外リーダーを「指導係」と位置づけた 【共済部】 涉外リーダー会議では、優績涉外担当者の時間の使い方や推進事例・話法を共有し横展開した。3Q活動に取り組む時間や、ペーパレス手続きによる効率的な事務手続きの重要性を確認し、涉外リーダーが所属支店内で再度研修を開催、周知を実施	
指導事業・振興渉外のあり方を整理し、具体的な取組の進捗管理を実施	渉外日報の検証、業務内容の精査を行ない振興渉外マニュアルを策定 生産者概況調査を行ない毎月の進捗管理を実施	
事務効率化・適正人員の策定	業務改善を実施するため、購買事業・販売事業の既存業務内容の把握及び検証 事務を本部集約化し、業務効率化を実施	
期待・役割を明確にし、適正配置を行なうための規程等の見直しを検討	各嘱託職員及び所属長への巡回ヒアリングを実施 期待・役割を明確にし、適正配置を行なうために嘱託規程を変更	
キャリアアップとワーク・ライフ・バランスをより考慮した配置を行なう	時短職員の意向に配慮した人事配置を実施	

トピックス



新入職員研修

4月 生産者の圃場で、新入職員が農作業研修を実施しました。



小学生のお買い物体験受け入れ

5月 練馬地区アグリセンターで、区内小学のお買い物体験を受け入れました。



「ねり丸キャベツ」学校給食へ

6月 野菜流通協議会が育てるキャベツが、区内の小・中学校に一斉給食用の食材として提供されました。



練馬区と協力「ひとり親家庭支援」収穫体験

6月 練馬区と連携し、「ひとり親家庭支援」として収穫体験に協力し、管内の圃場で大根等を収穫するイベントを実施しました。



半年ぶりの「軽トラマルシェ」開催

6月 石神井地区青壮年部が行なう「どこでもマルシェ」が半年ぶりに開催され、多くの来場者で賑わいました。



伝統野菜「雑司ヶ谷ナス」PR

7月 豊島区の大鳥神社で「雑司ヶ谷ナス」のPRのため境内で販売したほか、植木鉢で育てた雑司ヶ谷ナスを展示しました。



練馬大根販売 秋空の即売会

11月 練馬区立夏の雲公園で、即売会を開催しました。伝統野菜「練馬大根」も販売したほか、1,000点を超える旬の野菜を2日間にわたり販売しました。



農の風景公園(仮称)プレオープンイベント

11月 練馬区高松にある農の風景公園(仮称)でプレオープンイベントとして練馬大根の収穫体験を行ないました。



第15回 練馬大根引っこ抜き競技大会開催

12月 石神井地区の圃場で、第15回練馬大根引っこ抜き競技大会を開催し、349人の参加者がありました。



宝船「板橋丸」製作・マルシェも盛況

11月 板橋地区青壮年部は、赤塚支所で宝船を製作し展示しました。翌日は同支所内でマルシェも開催し、多くの人で賑わいました。



第24回JA東京あおば農業祭

11月 豊穣感謝式典と農園芸畜産物品評会を行ないました。品評会に出品された農産物等は、行政と連携し子ども食堂等へ提供しました。



LINEWORKSを活用した災害訓練実施

3月 大規模災害に備えたBCP(事業継続計画)の一環として、LINEWORKSを活用した災害訓練を実施しました。

社会的責任と貢献活動

全般に関する事項

当JAは、板橋区・北区・豊島区・練馬区を事業区域とし、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当JAの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当JAでは、資金を必要とする組合員の皆さま方や、その他地域住民の方々にもご利用いただいております。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

1 地域からの資金調達の状況

組合員をはじめ、利用者の皆さまからお預かりした貯金の残高は、509,512百万円となっており、この一年間で445百万円減少しました。

2 地域への資金供給の状況

組合員をはじめ、利用者の皆さまへの貸出金残高は、155,464百万円となっており、地域活性化に向けて資金供給しています。

3 文化的・社会的貢献に関する事項

(1) 教育文化活動

- ①伝統作物の継承事業への取り組み
- ②学校給食への地場産農産物の提供
- ③学校で作る農産物への営農指導協力
- ④学童農園支援
- ⑤練馬大根引っこ抜き競技大会の開催
- ⑥農業祭の開催

(2) 社会的貢献活動

- ①年金、税務、法律相談の開催
- ②相続、遺言セミナーの開催
- ③震災被災地の復興支援

4 地域密着型金融への取り組み

組合員と職員が協力して地場産農産物の即売会やマルシェ、店頭販売を実施し、地域農業の活性化へ繋げる事業展開をしました。

JA参加マルシェ等販売会 19回
農業者実施マルシェ（JA支援） 8回

リスク管理の状況

リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さんに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

1 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っていいます。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「経理規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

2 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

3 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行なう上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行なっています。

4 オペレーション・リスク管理

オペレーション・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

5 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行なうため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行ない、再発防止策を実施しています。

6 システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るために、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行なうことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行なうため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行なうため、本店各部門・各支店にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行ない全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行なっています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

金融ADR制度への対応

1 苦情処理措置の内容

当JAは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページやチラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口 ●信用事業 信用部（電話：03-5372-1314）

●共済事業 共済部（電話：03-5372-1315）

※受付時間 平日 午前9時～午後5時

2 紛争解決措置の内容

当JAは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

- 信用事業

東京弁護士会（電話：03-3581-0031）
第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）
第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）

当JAの苦情等受付窓口又は一般社団法人JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京以外の地域にお住まいの場合は、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等にて、居住地の近隣弁護士会で手続を進める「現地調停・移管調停」をご利用いただくことも可能です。

- 共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）
<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構
<http://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財)日弁連交通事故相談センター
<https://n-tacc.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センター
<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR
(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、当JAの苦情等受付窓口にお問い合わせ下さい。

内部監査体制

当JAは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告等を通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

自己資本の状況

自己資本比率の状況

当JAは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和4年3月末における自己資本比率は、16.83%となりました。

経営の健全性の確保と自己資本の充実

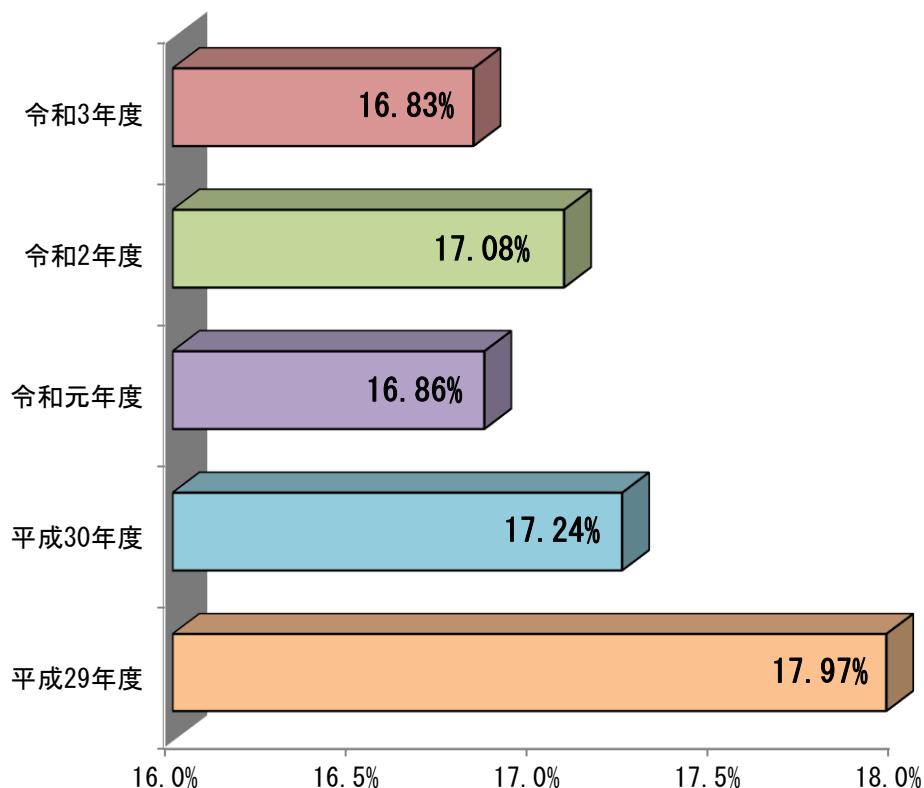
当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	東京あおば農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,159百万円 (前年度2,198百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーション・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

自己資本比率の推移



事業のご案内

当JAは地域金融機関として、組合員をはじめ地域の多くの方々にご利用いただいています。JAは、さまざまな事業部門を持った総合的な事業体です。以下に主な事業の内容についてご案内いたしますので、身近な金融機関としてお気軽にご利用ください。

1 信用事業

信用事業では、貯金・貸出・為替等、いわゆる銀行業務を行なっています。JAの信用事業は、組合員・利用者の皆さんに大きな「安全」・「安心」・「安定」を提供するために、JAバンクシステムを構築しており、全国のJA・都道府県信連・農林中央金庫が機的に結びつき、JAバンク・セーフティーネットで組合員・利用者の皆さんに信頼される金融機関をめざしています。

また、年金振込者を会員とする「年金友の会」の諸活動を通じて、地域の輪を広げ会員相互の親睦を図っています。

貯金業務

組合員や地域の利用者の皆さまの大切な貯金をお預りしています。総合口座・普通貯金・当座貯金等、使いやすい便利な貯金から、定期貯金・定期積金など目的・期間・金額に合わせてご利用いただけます。

種類	特徴
総合口座	普通貯金と定期貯金がセットになって、「貯める」、「支払う」、「借りる」、「受取る」とオールマイティでとても便利です。
普通貯金	いつでも出し入れ自由。おサイフがわりにご利用ください。
当座貯金	代金等のお支払いに手形や小切手をご利用いただく貯金です。
貯蓄貯金	普通貯金のように「お預入れ」、「お引出し」が自由で、残高に応じた利率を適用します。 ※ 公共料金・クレジット利用代金のお支払い、給与等のお受け取りにはご利用いただけません。
納税準備貯金	税金納付のための資金を準備することを目的とした貯金です。お引出しは原則として、税金の納付のためとしております。
通知貯金	まとまった資金を短期間（7日以上）お預りする貯金です。お支払いの場合、事前（2営業日以上）に通知が必要です。
スーパー定期貯金	いくらからでもお預入れ可能な定期貯金です。 お預入れいただく期間（1か月～5年）をご指定いただき、その期間の利率は変わらない確定利回りです。
自由金利型定期貯金	1,000万円以上をお預りする貯金です。大口資金運用にご利用ください。
変動金利定期貯金	お預入れから6か月ごとに金利情勢に応じて利率を見直し、新しい利率で運用する貯金です。個人のお客様の預入期間3年のお利息は、半年複利となっています。
期日指定定期貯金	個人のお客様にご利用いただける預入期間1年～3年の1年複利の定期貯金です。預入から1年を経過した後は、いつでも解約いただけます。
積立式定期貯金	お子様の進学など将来に備えて資金を貯めていただくのに最適な定期貯金です。積立期間や満期日を定めない「エンドレス型」、目標額を決めて無理なくたましていく「満期型」等、お客様のニーズに合わせて貯めていくことができる貯金です。
定期積金	ご旅行や将来の生活設計、ご結婚の準備など長期計画に備えて資金を貯めていただくのに最適です。1回の掛金が1千円以上、積立期間は6か月～5年以下となっておりますので、無理なく目標達成ができます。



融資業務

組合員や地域の皆様の暮らしや事業に必要な資金をご融資しています。
住宅ローンやマイカーローンなどの各種ローン商品、農業者・組合員の皆さんに必要な資金をご用意しておりますので、お気軽にご相談ください。
また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展にも貢献しております。

種類	特徴
住宅ローン	(一般型・100%応援型) 住宅の新築・増改築資金、住宅用地の購入資金、住宅・マンションの購入資金などにご利用いただけます。
	(借換応援型) 他の金融機関からの借入中の住宅ローンの借換資金と借換に伴う諸費用にご利用いただけます。
賃貸住宅ローン	アパートやマンションの建設・増改築・補修改修の資金にご利用いただけます。
マイカーローン	自動車・バイクの購入や修理・車検などの資金にご利用いただけます。
教育ローン	お子様たちの進学をJAが支援します。入学金・授業料など教育に関する資金にご利用いただけます。
リフォームローン	住宅の増改築・改装・補修の他、システムキッチンなどの設備住宅に付帯する設備等にご利用いただけます。
フリーローン	結婚・旅行・電化製品のお買物など生活設計資金にご利用いただけますので、暮らしを彩るさまざまなプランにご利用いただけます。
ワイドカードローン	あらかじめ決められたお借入れ額の範囲内なら、JAのATMでご自由に引き出しでき、何回でもご利用いただけます。急な出費の際の強い見方です。
営農支援ローン	農機具の購入、パイプハウス建設など農業生産に関する資金にご利用いただけます。

為替業務

全国のJAをはじめ、全国の銀行・信用金庫等の各店舗と為替網で結び、当JA本支店の窓口から全国の金融機関へ安全・迅速・確実に振込、送金などができる為替のお取り扱いしています。
また、小切手や手形等のお取り立てをお取り扱いしています。

種類	特徴
振込・送金	当JAの本支店はもとより全国の銀行等の本支店へ安全・確実・迅速にご送金いたします。お子様の学費の仕送りなどに大変便利です。
代金取立	手形・小切手などの保管と期日管理をお引き受けいたします。期日にお取り立てを行い口座にご入金いたします。
給与振込	毎月の給料やボーナスがお客様の口座に自動的に振り込まれ、支払日の朝からお受け取りいただけます。給料日が出張や休暇中でも安心です。

証券窓販業務

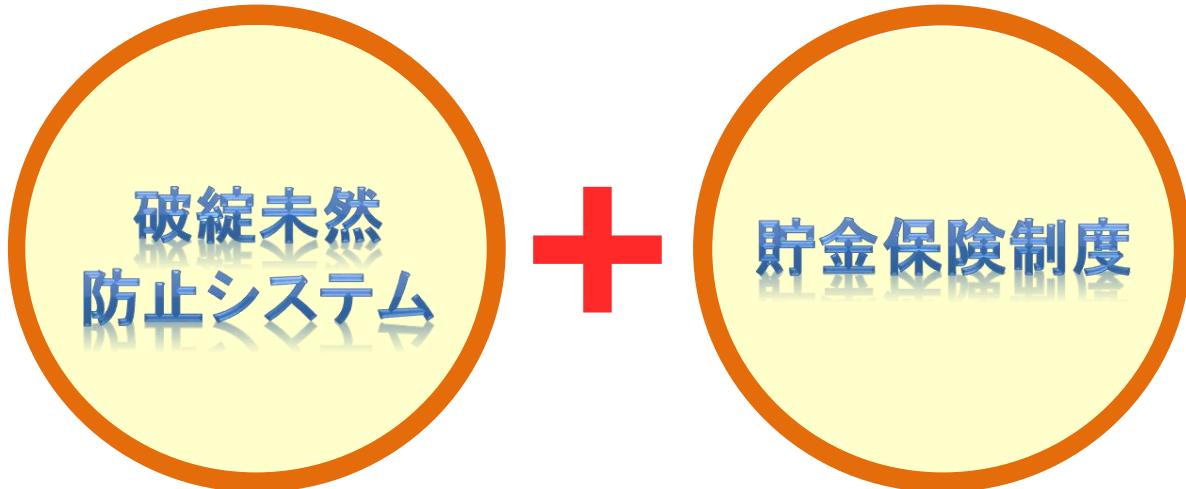
個人向け利付国庫債券（個人向け国債）のお取り扱いをしております。

種類	特徴
国債	国が発行する信用力・安全性が極めて高い債券です。生活設計にあわせてお選びいただけます。

J A バンク・セーフティネット

J A バンクでは、J A バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」により「J A バンク・セーフティネット」を構築しています。

これにより、組合員・利用者の皆さまにより一層の安全をお届けしています。



J A バンクの健全性を確保し、J A 等の経営破綻を未然に防止するためのJ A バンク独自の制度です。

具体的には次のとおりです。

- ① 個々のJ A 等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行ない問題点を早期に発見。
- ② 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善などを実施。
- ③ 全国のJ A バンクが拠出した「J A バンク支援基金」等を活用し、個々のJ A の経営健全性維持のために必要な資本注入等の支援を行ないます。

「貯金保険制度」はJ A ・信連・農林中金等が加入している、貯金者保護のための公的な制度です。

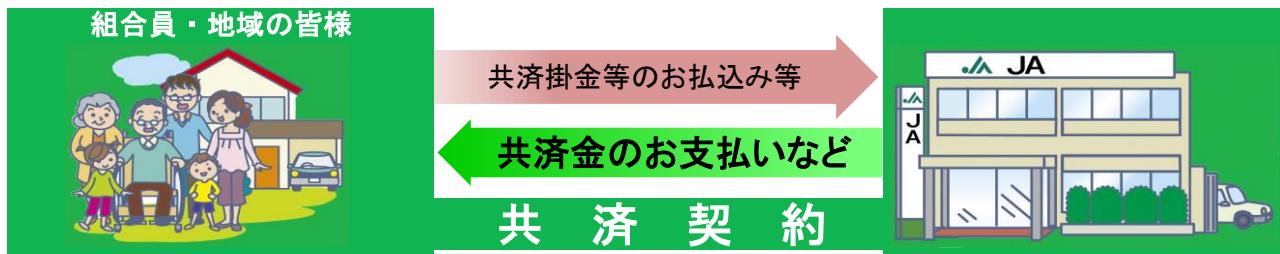
万が一、J A が貯金などの払戻しができなくなった場合等に、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。

「貯金保険制度」による貯金者保護の仕組みは、銀行・信金・信組・労金等が加入している「預金保険制度」と基本的に同様の内容です。

2 共済事業

共済事業は、組合員・地域の皆さまの暮らしに潜むリスクに幅広く対応するため、「ひと」・「いえ」・「くるま」の総合保障を提供しています。

当JAは暮らしのパートナーとして、ご利用者の皆様の一人ひとりのライフスタイルに合わせた人生設計に応えられる保障を提供することで、「安心」と「満足」をお届けいたします。



※ JA共済は、JAとJA共済連がそれぞれ機能分担を行ない、組合員・地域の皆様に密着した生活総合保障活動を行なっています。



万一の保障、医療や介護、年金の保障で、ご家族やご自身の暮らしをサポートします。

万一のときの家族の生活に備える

入院や手術に備える

教育資金や老後に備える

種類	特徴
終身共済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。 ニーズに合わせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
養老生命共済	「万一のときの保障」と「将来の資金づくり」で保障と貯蓄を両立させたプランです。 「満期で受け取る」・「途中で受け取る」等、貯蓄的な機能と「充実した保障」とさまざまなプランを選択いただけます。
引受緩和型終身共済	健康状態に不安のある方でもご加入しやすい万一保障プランです。 通院中の方も、病歴がある方も簡便な告知でご加入いただけます。 18歳～80歳の方まで幅広くご利用いただけます。
定期生命共済	一定期間の万一のときを保障するプランです。手頃な共済掛金で加入できます。
医療共済	病気やケガによる入院・手術を手厚く保障するプランです。 一人ひとりのニーズにあわせて、保障の手厚さ、保障の長さ、掛金を払う期間などを選ぶことができます。先進医療保障を加えることで、最新の治療を安心して受けることができます。さらに、万一保障を加えたり、がん保障を充実させることもできます。
がん共済	がんと闘うあなたの「生きる」を応援し、一生涯にわたって手厚く保障するプランです。 ニーズにあわせて、先進医療保障を加えたり、入院・手術等の保障を充実させることもできます。
介護共済	「長生きの時代に安心して暮らしていく」に備えるプランです。 公的介護保険制度に定める「要介護2～5」に認定されたとき、または所定の重度要介護状態になったとき等に介護共済金が受け取れます。
一時払介護共済	まとまった資金を活用して加入する介護共済です。公的介護保険制度と連動したわかりやすい保障です。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障プランです。 「継続的にささえるプラン」と「まとまったお金で支えるプラン」を選択いただけます。

こども共済	「お子さまの入学資金づくり」に加え、「お子さまの入院・手術も保障するお子様向けのプランです。「ご契約者(親)がもしものとき、共済掛金いただかない」、「入園、入学にあわせて学資金を受け取る」など保障・特約を選択いただけます。
特定重複疾病共済	身近な生活習慣病のリスクに備える保障です。三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保障します。
認知症共済	認知症の予防・早期発見から発症後までをトータルサポートする各種サービスがご利用いただけるプランです。認知症はもちろん、認知症の前段階の経度認知障害(MCI)まで幅広く保証します。
予定利率変動型年金共済	「確実に受け取れる」をモットーに積立感覚で老後の生活資金を計画的に準備するためのプランです。医師の審査なしの簡単な手続きで加入でき、最低保障予定利率が設定されているので安心です。



火災のほか、地震などの自然災害から、大切な建物や家財をお守りします。

火災に備える

地震などの自然災害に備える

災害等によるケガに備える

種類	特徴
建物更生共済	「建物」や「家財」の損害を幅広く保障するプランです。プランにより、火災はもちろん、台風や地震等の自然災害やケガにも、しっかり備えることができます。掛け捨てではありませんので満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金として活用できます。
火災共済	お住まいの建物の火災によって損害を受けた時に保障するプランです。



自動車事故のさまざまなリスクに、充実の保障とサービスでお応えします。

相手方への賠償に備える

事故によるケガ等に備える

お車の修理に備える

種類	特徴
自動車共済	事故にあわれた相手方への対人・対物保障をはじめ、お車を運転されていたご自身・同乗されていた方々のための傷害補償や車両保障など万一の事故に幅広く保障するプランです。
自賠責共済	自動車事故被害者の保護・救済のため法律に基づき、すべての自動車(バイク・原付も含みます)に加入が義務づけられています。未加入の場合、法律違反となりますのでご注意ください。

3 経済事業

経済事業には、農業者が生産した新鮮な野菜等の農畜産物を消費者にお届けする「販売事業」と、農業に必要な資材や暮らしに必要なさまざまな生活用品を提供する「購買事業」があり、農業と地域の皆さまの暮らしを結ぶお手伝いをしています。

また、直営の直売施設である板橋地区アグリセンター、ファーマーズショップこぐれ村、練馬地区アグリセンター、総合園芸センターふれあいの里、とれたて村石神井、ファーマーズショップにりん草では、新鮮で安全・安心な地場農産物を販売しています。

販売事業

管内で生産された農産物を農業者に代わって販売しています。

生産者と消費者を結ぶ「架け橋」として、農業者の所得向上につなげるとともに、新鮮で安全・安心な地場農産物を消費者に届けています。



©みんなのよい食プロジェクト

購買事業

農業生産に必要な資材や暮らしに必要な生活用品等を組合員や地域の皆様へ提供する事業です。計画的な仕入れにより、安価で良品質の商品を安定的に提供しています。

4 宅地等供給事業

組合員の皆さまからの資産に関わる相談を通じ、的確な対応ができるよう各事業部門と連携を図り、既存資産の保全対策等、事業体制の充実、組合員の事業や資産が後継者・担い手に円滑に継承されるよう相続対策の強化に取り組んでいます。

5 指導事業

営農指導はJAの最も重要な分野であり、付加価値の高い農産物の生産等による組合員の所得向上を図り、行政機関とともに都市農業の振興に積極的に取り組んでいます。

- 営農相談をより専門的に、よりきめ細やかに対応するため営農指導・相談体制を充実し、地域ごと、また作目別に生産者の多様な要望に応え、情報提供に努めています。
- 生産者部会と連携を図り、農業の担い手の確保と育成、農用地の有効利用に取り組んでいます。
- 高齢化する組合員への対応や農業機械オペレーターの派遣を行ない、安全な農作業の充実を図ります。

生活指導は、組合員やその家族、地域の皆様方の心豊かな生活と安心して暮らせる地域づくりを支援するため、食農教育、生活文化、健康管理等の活動に取り組んでいます。

各種手数料

※ ここに掲載しました手数料は、令和4年4月1日現在のものです。また個々の取引内容により手数料が異なる場合や新たに付加される場合がありますので窓口でご確認ください。なお、金額には消費税を含んでおります。

内国為替手数料

		当農協本支店あて		他金融機関あて					
窓口扱 振込手数料	A T M 扱 インターネット扱	1万円未満	1件につき	110円	電信扱 文書扱	1万円未満	1件につき	440円	
		1万円以上 3万円未満	1件につき	220円		1万円以上 3万円未満	1件につき	550円	
		3万円以上	1件につき	440円		3万円以上	1件につき	770円	
		自店舗振込 (金額に関わらず)	1件につき	110円		1万円未満	1件につき	330円	
		3万円未満	1件につき	110円		1万円以上 3万円未満	1件につき	440円	
A T M 扱 インターネット扱	インターネット扱	3万円以上	1件につき	330円	電信扱	3万円以上	1件につき	660円	
		自店舗振込 (金額に関わらず)	1件につき	無料		※A T M振込時、JAバンクおよび、J Fマリンバンク以外のお客様は、別途A T M手数料がかかります。			
		3万円未満	1件につき	110円		3万円未満	1件につき	330円	
		3万円以上	1件につき	220円		3万円以上	1件につき	440円	
		自店舗振込 (金額に関わらず)	1件につき	無料		3万円以上	1件につき	660円	
送金手数料		1件につき		440円	1件につき		660円		
代金取引手数料		普通扱	1通につき	660円	普通扱	1通につき	990円		
		至急扱	1通につき	880円	至急扱	1通につき	1,100円		
その他の諸手数料		送金・振込の組戻料					1件につき	660円	
		取立手形組戻手数料					1通につき	1,100円	
		取立手形店頭呈示手数料 (ただし、1,000円以上実費を要する場合はその実費分)					1通につき	1,100円	
		不渡手形返却手数料					1通につき	1,100円	
		離島回金手数料						無料	

貯金関係

項目	内訳		金額	
当座開設	一般口座		550円	
	マル専口座		3,300円	
新規発行	キャッシュカードタイプ（ICタイプ）		無料	
再発行	通帳		550円	
	キャッシュカードタイプ（ICタイプ）		1,100円	
	証書		550円	
残高証明書	1通につき		220円	
小切手・手形用紙交付	当座小切手（50枚）【パーソナル含む】		1,100円	
	自己宛小切手（1枚）		770円	
	約束手形（25枚）		880円	
	為替手形（20枚）		880円	
	専用手形（1枚）		770円	
口座振替	定時自動送金（1件あたり・1ヶ月毎）		自店舗 無料	
			僚店舗 110円	
			上記以外 55円+所定料金	
	振替サービス（1件あたり・1ヶ月毎）		自店舗 無料	
			僚店舗 110円	
	校納金		220円	
	登録振込（1件あたり） ※給与振込を除く	登録時	55円	
		振込時	自店舗 無料	
			僚店舗 110円	
	給与振込		上記以外 55円+所定料金	
			自店舗・僚店舗 無料	
			上記以外 220円	
法人JAネットバンク 月額基本手数料	照会／振込サービス *1		1,100円	
	データ伝送サービス *1（総合振込／給与・賞与）		1,100円	
貸金庫 (年間)	小型		5,500円	
	中型		8,800円	
	大型		11,000円	
	全自動	練馬春日町支店 赤塚支店 東大泉支店	中型 26,400円	
			大型 33,000円	
		石神井支店	中型 30,800円	
			大型 38,500円	
両替	1枚～100枚		無料	
	101枚～300枚		110円	
	301枚～500枚		220円	
	501枚以上		330円	
その他手数料 (調査費用)	マイクロフィルムからの交付	1年未満	330円	
		1年以上1年ごと	330円	
	上記以外	10枚まで	330円	
		10枚超2枚ごと	22円	
個人情報開示等手数料	1件につき		1,100円	
国債窓販売口座 管理手数料	平成18年12月より		無料	

*1 : 振込手数料（インターネット扱い）が別途かかります。

貸付関係

項目	内訳		金額
プロパーローン	新規実行（担保調査費用含む） * 2		33,000円
	条件変更		11,000円
	繰上償還	一部繰上 * 3	3,300円
		全額繰上	33,000円
住宅ローン (保証付)	新規実行（担保調査費用含む）		33,000円
	条件変更		11,000円
	繰上償還	一部繰上 * 3	3,300円
		全額繰上	33,000円
小口ローン (保証付)	新規実行		無料
	条件変更		無料
	繰上償還	一部繰上 * 3	3,300円
		全額繰上	3,300円
貯金担保貸付	新規実行		無料
	条件変更		無料
	繰上償還	一部繰上 * 3	無料
		全額繰上	無料
カードローン開設			無料
ローンカード再発行			1,100円
貸出関係 証明書発行 (1通につき)	残高証明書作成		220円
	支払利息残高証明書		220円
	住宅取得控除証明書		無料
	融資証明書		220円
	農協印鑑証明書発行		無料
	農協資格証明書発行		無料
貸出書類 発行交付	証書貸付用紙交付		無料
	手形貸付用紙交付		無料

* 2 : 農業資金は無料

* 3 : ① JA住宅ローン（保証機関付）及び生活関連ローンのJAネットバンク扱いは無料

②約定返済後残高の90%が1回あたりの返済上限です。（円未満切り捨て）

③1回あたりの返済下限額は10,000円です。

振込取引にかかるATM利用手数料

○振込手数料の他に、下記のATM利用手数料がかかります。

提携金融機関等	平日 8：45～18：00	土曜日 9：00～14：00	その他時間帯
J A バンク・ J F マリンバンク	無料	無料	無料
その他金融機関 (MICS提携※)	110円	220円	220円

※信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行、商工中金、ゆうちょ銀行のお客様は振込取引ができません。

出資金関係

項目	内訳	金額
残高証明書	1通につき	220円

※表示金額には消費税が含まれております。

貸借対照表

資産の部

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
1. 信用事業資産	522, 620, 507	522, 199, 385
(1) 現金	1, 386, 622	1, 380, 942
(2) 預金	339, 255, 202	325, 693, 663
系統預金	339, 255, 202	325, 693, 663
(3) 有価証券	32, 370, 242	39, 669, 640
国債	8, 767, 070	18, 569, 180
地方債	6, 026, 412	1, 051, 940
政府保証債	504, 900	494, 100
社債	17, 071, 860	19, 554, 420
(4) 貸出金	149, 650, 514	155, 464, 210
(5) その他の信用事業資産	1, 027, 745	1, 048, 504
未収収益	239, 076	250, 823
その他の資産	788, 668	797, 680
(6) 貸倒引当金	△1, 069, 820	△1, 057, 576
2. 共済事業資産	23, 664	18, 823
3. 経済事業資産	60, 411	42, 976
(1) 経済事業未収金	30, 620	24, 072
(2) 棚卸資産	24, 019	18, 122
購買品	17, 978	14, 825
その他の棚卸資産	6, 040	3, 296
(3) その他の経済事業資産	5, 772	781
4. 雑資産	2, 378, 591	2, 291, 865
5. 固定資産	6, 614, 089	6, 579, 353
(1) 有形固定資産	6, 591, 738	6, 560, 372
建物	5, 279, 255	5, 125, 221
機械装置	17, 560	17, 560
土地	4, 040, 689	4, 040, 689
建設仮勘定	28, 814	75, 361
その他の有形固定資産	1, 208, 548	1, 161, 959
減価償却累計額	△3, 983, 130	△3, 860, 420
(2) 無形固定資産	22, 351	18, 981
6. 外部出資	18, 681, 770	18, 820, 890
(1) 外部出資	18, 681, 770	18, 820, 890
系統出資	18, 221, 890	18, 361, 010
系統外出資	409, 880	409, 880
子会社等出資	50, 000	50, 000
7. 繰延税金資産	761, 807	1, 017, 694

資産の部合計	551, 140, 842	550, 970, 988
--------	---------------	---------------

負債の部

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
1. 信用事業負債	510,078,926	509,612,162
(1) 賀金	509,957,693	509,512,471
(2) その他の信用事業負債	121,232	99,690
未払費用	23,651	15,441
その他の負債	97,580	84,249
2. 共済事業負債	805,783	783,963
(1) 共済資金	409,509	398,662
(2) 未経過共済付加収入	383,279	370,937
(3) その他の共済事業負債	12,994	14,363
3. 経済事業負債	32,802	31,452
(1) 経済事業未払金	32,725	31,367
(2) その他の経済事業負債	77	85
4. 雜負債	1,280,229	1,317,874
(1) 未払法人税等	156,388	194,706
(2) 資産除去債務	160,458	161,911
(3) その他の負債	963,381	961,256
5. 諸引当金	2,114,005	2,360,093
(1) 賞与引当金	162,714	336,644
(2) 退職給付引当金	1,546,546	1,646,048
(3) 役員退職慰労引当金	34,469	43,838
(4) 特例業務負担金引当金	370,275	333,562
負債の部合計	514,311,746	514,105,547
・純資産の部		
1. 組合員資本	37,118,462	37,623,801
(1) 出資金	2,198,298	2,159,542
(2) 資本準備金	6,567	6,567
(3) 利益剰余金	34,952,102	35,499,323
利益準備金	5,354,900	5,354,900
その他利益剰余金	29,597,202	30,144,423
事業基盤強化積立金	5,509,265	5,509,265
都市農業振興積立金	505,831	505,831
教育文化活動積立金	576,137	572,392
税効果会計調整積立金	654,077	654,077
特別積立金	20,390,000	21,090,000
当期末処分剰余金	1,961,889	1,812,856
(うち当期剰余金)	(989,987)	(819,658)
(4) 処分未済持分	△38,506	△41,632
2. 評価・換算差額等	△289,367	△758,360
(1) その他有価証券評価差額金	△289,367	△758,360
純資産の部合計	36,829,095	36,865,441
負債及び純資産の部合計	551,140,842	550,970,988

損益計算書

(単位 : 千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
1. 事業総利益	5,060,235	5,124,778
事業収益	5,833,199	5,759,978
事業費用	772,963	635,200
(1) 信用事業収益	4,171,266	4,359,371
資金運用収益	3,965,479	3,945,108
(うち預金利息)	(1,611,479)	(1,552,257)
(うち有価証券利息)	(161,239)	(170,472)
(うち貸出金利息)	(1,716,016)	(1,643,903)
(うちその他受入利息)	(476,744)	(578,474)
役務取引等収益	84,663	80,923
その他事業直接収益	34,751	87,977
その他経常収益	86,371	245,362
(2) 信用事業費用	160,872	277,633
資金調達費用	71,412	44,209
(うち貯金利息)	(70,640)	(43,751)
(うち給付補填備金繰入)	(767)	(455)
(うちその他支払利息)	(4)	(2)
役務取引等費用	15,793	15,722
その他事業直接費用	—	57,511
その他経常費用	73,667	160,189
(うち貸倒引当金戻入益)	(△110,892)	(△12,244)
信用事業総利益	4,010,393	4,081,738
(3) 共済事業収益	989,332	970,893
共済付加収入	919,123	907,014
その他の収益	70,209	63,879
(4) 共済事業費用	34,960	30,591
共済推進費	19,575	15,538
共済保全費	1,287	1,316
その他の費用	14,098	13,735
共済事業総利益	954,372	940,302
(5) 購買事業収益	419,304	241,575
購買品供給高	407,545	218,026
購買手数料	8,030	19,555
修理サービス料	556	664
その他の収益	3,172	3,328
(6) 購買事業費用	365,347	191,595
購買品供給原価	355,181	181,135
修理サービス費	114	49
その他の費用	10,051	10,409
購買事業総利益	53,956	49,980
(7) 販売事業収益	166,229	168,186
販売品販売高	126,918	126,760
販売手数料	37,814	39,631
その他の収益	1,496	1,794
(8) 販売事業費用	105,762	104,918
販売品販売原価	97,177	99,372
その他の費用	8,584	5,546
販売事業総利益	60,467	63,267

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
(9) 利用事業収益	79,980	3,334
(10) 利用事業費用	71,762	8
利用事業総利益	8,217	3,325
(11) 宅地等供給事業収益	1,577	1,817
(12) 宅地等供給事業費用	–	40
宅地等供給事業総利益	1,577	1,777
(13) 旅行事業収益	587	3
(14) 旅行事業費用	503	200
旅行事業総損失	83	196
(15) 福祉事業収益	–	–
(16) 福祉事業費用	7	–
福祉事業総損失	7	–
(17) 指導事業収入	4,920	14,795
(18) 指導事業支出	33,747	30,212
指導事業收支差額	△28,826	△15,417
2. 事業管理費	4,157,051	4,423,617
(1) 人件費	2,926,177	3,177,932
(2) 業務費	493,121	497,775
(3) 諸税負担金	245,742	241,919
(4) 施設費	472,932	485,431
(5) その他事業管理費	19,076	20,558
事業利益	903,184	701,160
3. 事業外収益	314,508	366,670
(1) 受取出資配当金	287,351	321,480
(2) 賃貸料	2,160	3,628
(3) 雑収入	24,996	41,562
4. 事業外費用	25,542	24,419
(1) 支払雑利息	24,120	23,989
(2) 寄付金	305	305
(3) 雑損失	1,117	125
経常利益	1,192,149	1,043,411
5. 特別損失	26	37,623
(1) 固定資産処分損	26	37,623
税引前当期利益	1,192,123	1,005,787
法人税・住民税及び事業税	217,856	260,353
法人税等調整額	△15,721	△74,224
法人税等合計	202,135	186,128
当期剰余金	989,987	819,658
当期首繰越剰余金	960,133	989,451
教育文化活動積立金取崩額	7,230	3,745
税効果会計調整積立金取崩額	4,538	–
当期末処分剰余金	1,961,889	1,812,856

◇ 令和3年度

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ①子会社株式 : 移動平均法による原価法
- ②その他有価証券
 - (イ) 時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法）
 - (ロ) 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ①購買品 : 購買品移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ②その他の棚卸資産
 - (イ) 買取販売品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - (ロ) 買取販売品以外 : 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込み額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法について、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に納付する特例業務負担金の支出に充てるため、当JAが負担する将来見込み額に基づき計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当JAは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日最終改正）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農産物を当JAが直売所等で販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種相談・研修サービスを提供する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行なったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行なっています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺消去を行なっています。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当JAが代理人として関与する取引の損益計算書の表示方法

購買事業収益のうち、当JAが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当JAが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

II. 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当JAは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日改正 以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日最終改正）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

これにより、財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行なう取引については、従来、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当事業年度の事業収益及び事業費用がそれぞれ184,045千円減少しています。なお、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日最終改正）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

III. 会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 1,057,576千円 ※貸倒引当金の総額を記載しています。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,021,609千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上しています。

しかし、当該見積りは将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受けることから今後の課税所得の推移状況によって、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により法定実効税率が変更された場合にも、同様の可能性があります。

3. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画及び過去の税引前利益の実績を基礎としており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出することとしています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産及び無形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は447,548千円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

種類	圧縮記帳額
有形固定資産	建物 165,255
	機械装置 973
	土地 275,614
	その他の有形固定資産 2,047
	(車両運搬具) (221)
無形固定資産	(器具備品) (1,826)
無形固定資産	ソフトウェア 3,657
合計	447,548

2. リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、富士見台支店の店舗については、リース契約により使用しています。

(単位：千円)

	金額
取得価額相当額	179,002
減価償却累計額相当額	173,889
期末残高相当額（未経過リース料期末残高相当額）	5,113
（うち1年以内の金額）	(4,090)
当期の支払リース料（減価償却費相当額）	4,090

減価償却費相当額の算定方法は、定額法によっています。なお、上記注記は利息相当額の合理的な見込み額を控除しない方法によっています。また、未経過リース料期末残高相当額に消費税等511千円は含めていません。

3. 担保に供している資産

定期預金4,000,000千円を為替決済の担保として、また、定期預金3,000千円を公金事務取扱に係る担保として差し入れています。

4. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債務の総額 1,928,302千円

5. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 2,918,661千円

6. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号木(2) (i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

貸出金のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は、1,093,237千円、危険債権額は、913,522千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なった貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,006,759千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

V. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額	7,660千円
うち事業取引高	4,660千円
うち事業取引高以外の取引高	3,000千円
(2) 子会社との取引による費用総額	1,133千円
うち事業取引高	1,133千円

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは、組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債権等の有価証券による運用を行なっています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債権であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場か買うの変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当JAは、個別的重要案件又は、大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行なっています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行なうとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行なっています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALM等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行なっています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行なっています。運用部門が行なった取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行なっているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行ない経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.12%上昇したものと想定した場合には、経済価値が693,332千円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行なう上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行なっています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	325, 693, 663	325, 697, 332	3, 668
有価証券			
その他有価証券	39, 669, 640	39, 669, 640	—
貸出金	155, 464, 210		
貸倒引当金(*1)	△ 1, 057, 576		
貸倒引当金控除後	154, 406, 633	155, 989, 298	1, 582, 664
資産計	519, 769, 937	521, 356, 270	1, 586, 333
貯金	509, 512, 471	509, 521, 561	9, 089
負債計	509, 512, 471	509, 521, 561	9, 089

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OIS）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債権は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	18, 820, 890

外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日最終改正）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	325,693,663	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち 満期があるもの	—	—	—	100,000	900,000	39,900,000
貸出金(*1,2)	12,617,717	10,143,866	11,149,405	9,041,291	8,858,846	100,686,638
合 計	338,311,381	10,143,866	11,149,405	9,141,291	9,758,846	140,586,638

(*1) 貸出金のうち、当座貸越100,036千円については、「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定額の一部実行案件2,966,445千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	494,025,049	10,092,052	4,112,467	545,487	737,414	—
合 計	494,025,049	10,092,052	4,112,467	545,487	737,414	—

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VII. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差額(*)
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えるもの	国債	1,025,700	1,002,392
	地方債	200,900	200,000
	政府保証債	—	—
	社債	2,151,510	2,099,965
	小 計	3,378,110	3,302,358
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	国債	17,543,480	18,048,879
	地方債	851,040	900,000
	政府保証債	494,100	500,000
	社債	17,402,910	17,970,511
	小 計	36,291,530	37,419,390
合 計		39,669,640	40,721,748
			△1,052,108

(*) なお、上記の差額に繰延税金資産293,748千円を加えた額△758,360千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	1,295,888	7,002	5,990
地方債	5,802,793	2,060	51,521
社債	5,269,922	78,914	—
合 計	12,368,603	87,977	57,511

VIII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給付規定に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による「退職金共済制度」を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,425,167 千円
勤務費用	207,611 千円
利息費用	- 千円
数理計算上の差異の発生額	△ 61,535 千円
退職給付の支払額	△ 175,531 千円
期末における退職給付債務	3,395,711 千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,528,190 千円
特定退職金共済制度期待運用収益	9,933 千円
数理計算上の差異の発生額	150 千円
特定退職金共済制度等への拠出金	87,698 千円
退職給付の支払額	△ 93,556 千円
期末における年金資産	1,532,416 千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	3,395,711 千円
特定退職金共済制度	△ 1,532,416 千円
未積立退職給付債務	1,863,295 千円
未認識数理計算上の差異	△ 217,246 千円
貸借対照表計上額純額	1,646,048 千円
退職給付引当金	1,646,048 千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	207,611 千円
利息費用	- 千円
特定退職金共済制度期待運用収益	△ 9,933 千円
数理計算上の差異の費用処理額	71,498 千円
小計	269,176 千円
子会社出向職員にかかる子会社負担額	△ 11,587 千円
合計	257,589 千円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	64 %
年金保険投資	27 %
現金及び預金	4 %
その他	5 %
合計	100 %

(7) 長期待運用收益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00 %
長期待運用收益率	
特定退職金共済制度期待運用收益率	0.65 %

2. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、当事業年度において特例業務負担金32,809千円を拠出しています。

なお、令和4年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、333,562千円となっています。

IX. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	160,983
賞与引当金	93,991
退職給付引当金	459,576
役員退職慰労引当金	12,239
資産除去債務	45,205
未払法人事業税及び未払特別法人事業税	16,684
未払法人事業所税	2,231
固定資産減損損失	12,935
業務外固定資産評価損	78,612
特例業務負担金引当金	93,130
その他有価証券評価差額金（評価損）	293,748
その他	40,076
繰延税金資産小計	1,309,415
評価性引当額	△287,806
繰延税金資産合計（A）	1,021,609
繰延税金負債	
有形固定資産（資産除去債務）	△3,915
繰延税金負債合計（B）	△3,915
繰延税金資産の純額（A）+（B）	1,017,694

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.93 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.15 %
住民税均等割等	0.26 %
評価性引当額の増減	0.30 %
事業分量配当金	△ 5.56 %
その他	△ 0.20 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.50 %

X. 収益認識に関する注記

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」における「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

XI. その他の注記

1. 資産除去債務のうち貸借対象表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当JAが所有する建物の一部に有害物質が使用されていることから、その有害物質を除去する義務に関して、当該除去費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は14年～33年、割引率は1.277%～2.250%を採用しています。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
期首残高	160,458
時の経過による調整額	1,452
期末残高	161,911

2. 貸借対象表上に計上していない資産除去債務

当JAは、支店等の事業用資産に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における現状回復にかかる義務を有していますが、当該支店等の事業用資産は当JAが事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われたとしても除去費用見積額に金額的重要性はないことから当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

◇ 令和2年度

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

①子会社株式 : 移動平均法による原価法

②その他有価証券

(イ) 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(ロ) 時価のないもの : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

その他棚卸資産 : 買取販売品については、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、買取販売品以外については、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に納付する特例業務負担金の支出に充てるため、当JAが負担する将来見込額に基づき計上しています。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

7. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺消去を行っています。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(追加情報)

改正企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用に伴い、従来、損益計算書に関する注記に記載しておりました事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する事項をその他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項に記載しています。

II. 表示方法の変更に関する注記

1. 会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号2020年3月31日）の適用

新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2により「会計上の見積の開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を適用し、当事業年度より貸倒引当金、繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損に関する見積についての情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

III. 会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

1,069,820 千円 ※貸倒引当金の総額を記載しています。

(2) その他の情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

766,163 千円※

※ 繰延税金資産の総額を記載しています。繰延税金資産の内訳等は、「税効果会計に関する注記」に記載しています。

(2) その他の情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上しています。

しかし、当該見積りは将来の不確実な経営環境および当JAの経営状況の影響を受けることから、今後の課税所得の推移状況によって、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により法定実効税率が変更された場合にも、同様の可能性があります。

3. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

(2) その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、第8次中期経営計画を基礎としており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については一定の仮定を設定して算出することとしています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産及び無形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は447,548千円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

種類		圧縮記帳額
有形固定資産	建物	165,255
	機械装置	973
	土地	275,614
	その他の有形固定資産	2,047
	(車輌・運搬具)	(221)
	(器具備品)	(1,826)
無形固定資産	ソフトウェア	3,657
合計		447,548

2. リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、富士見台支店の店舗については、リース契約により使用しています。

(単位：千円)

	金額
取得価額相当額	179,002
減価償却累計額相当額	169,798
期末残高相当額（未経過リース料期末残高相当額）	9,204
（うち1年以内の金額）	(4,090)
当期の支払リース料（減価償却費相当額）	4,090

減価償却費相当額の算定方法は、定額法によっています。なお、上記注記は利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によっています。また、未経過リース料期末残高相当額に消費税等920千円は含めていません。

3. 担保に供している資産

定期預金4,000,000千円を為替決済の担保として、また、定期預金3,000千円を公金事務取扱に係る担保として差し入れています。

4. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債務の総額 1,889,586千円

5. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 2,474,088千円

6. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は2,076,406千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,076,406千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

V. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額	7,894 千円
うち事業取引高	4,894 千円
うち事業取引以外の取引高	3,000 千円
(2) 子会社との取引による費用総額	1,215 千円
うち事業取引高	1,215 千円

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券と投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るために、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.12%上昇したものと想定した場合には、経済価値が581,595千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	339, 255, 202	339, 259, 565	4, 362
有価証券			
その他有価証券	32, 370, 242	32, 370, 242	-
貸出金	149, 650, 514		
貸倒引当金(*1)	△1, 069, 820		
貸倒引当金控除後	148, 580, 693	150, 753, 510	2, 172, 816
資産計	520, 206, 138	522, 383, 318	2, 177, 179
貯金	509, 957, 693	509, 990, 590	32, 897
負債計	509, 957, 693	509, 990, 590	32, 897

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円L i b o r・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額
外部出資		18,681,770

外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	339,255,202	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	-
その他有価証券のうち 満期があるもの	214,496	214,496	214,496	214,496	1,614,496	30,271,769
貸出金(*1, 2, 3)	11,586,283	10,398,117	11,077,528	8,961,707	8,470,751	96,127,359
合 計	351,055,982	10,612,614	11,292,024	9,176,204	10,085,248	126,399,128

(*1) 貸出金のうち、当座貸越114,363千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件3,028,766千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	495,204,698	8,715,097	4,667,169	831,890	538,838	-
合 計	495,204,698	8,715,097	4,667,169	831,890	538,838	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VII. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差額(*)
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えるもの	国債	2,341,330	2,285,379	55,950
	地方債	205,460	200,000	5,460
	政府保証債	504,900	500,000	4,900
	社債	5,404,300	5,302,368	101,931
	小計	8,455,990	8,287,748	168,241
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	国債	6,425,740	6,587,360	△161,620
	地方債	5,820,952	5,944,253	△123,300
	政府保証債	-	-	-
	社債	11,667,560	11,952,333	△284,773
	小計	23,914,252	24,483,947	△569,695
合計		32,370,242	32,771,695	△401,453

(*)なお、上記の差額に繰延税金資産112,085千円を加えた額△289,367千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	2,821,328	10,464	-
社債	2,818,577	24,287	-
受益証券	513,450	-	-
合計	6,153,355	34,751	-

VIII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による「退職金共済制度」を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,327,103 千円
勤務費用	206,853 千円
利息費用	- 千円
数理計算上の差異の発生額	69,285 千円
退職給付の支払額	△ 178,074 千円
期末における退職給付債務	3,425,167 千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1, 523, 572 千円
特定退職金共済制度期待運用収益	10, 665 千円
数理計算上の差異の発生額	93 千円
特定退職金共済制度等への拠出金	91, 755 千円
退職給付の支払額	△ 97, 896 千円
期末における年金資産	1, 528, 190 千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	3, 425, 167 千円
特定退職金共済制度	△ 1, 528, 190 千円
未積立退職給付債務	1, 896, 977 千円
未認識数理計算上の差異	△ 350, 431 千円
貸借対照表計上額純額	1, 546, 546 千円
退職給付引当金	1, 546, 546 千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	206, 853 千円
利息費用	- 千円
特定退職金共済制度期待運用収益	△ 10, 665 千円
数理計算上の差異の費用処理額	65, 783 千円
小計	261, 972 千円
子会社出向職員にかかる子会社負担額	△ 12, 712 千円
合計	249, 259 千円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	63 %
年金保険投資	26 %
現金及び預金	6 %
その他	5 %
合計	100 %

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00 %
長期期待運用収益率	
特定退職金共済制度期待運用収益率	0.70 %

2. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、当事業年度において特例業務負担金32,468千円を拠出しています。

なお、令和3年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、370,275千円となっています。

IX. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	167,140
賞与引当金	45,429
退職給付引当金	431,795
役員退職慰労引当金	9,623
資産除去債務	44,799
未払法人事業税及び未払特別法人事業税	13,834
未払法人事業所税	2,253
固定資産減損損失	12,935
業務外固定資産評価損	78,612
特例業務負担金引当金	103,380
その他有価証券評価差額金（評価損）	112,085
その他	28,995
繰延税金資産小計	1,050,887
評価性引当額	△284,724
繰延税金資産合計（A）	766,163
繰延税金負債	
有形固定資産（資産除去債務）	△4,356
繰延税金負債合計（B）	△4,356
繰延税金資産の純額（A）+（B）	761,807

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.95 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.95 %
住民税均等割等	0.33 %
評価性引当額の増減	△3.77 %
事業分量配当金	△4.86 %
その他	0.33 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.95 %

X. その他の注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当JAが所有する建物の一部に有害物質が使用されていることから、その有害物質を除去する義務に関して、当該除去費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は14年～33年、割引率は1.277%～2.250%を採用しています。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

貸借対照表計上額

期首残高	158,831 千円
時の経過による調整額	1,626 千円
期末残高	160,458 千円

2. 貸借対照表に計上していない資産除去債務

当JAは、支店等の事業用資産に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該支店等の事業用資産は当JAが事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われたとしても除去費用見積額に金額的重要性はないことから当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

科 目	令和2年度	令和3年度
	令和3年6月28日総代会承認	令和4年6月23日総代会承認
当期末処分剰余金 (A)	1,961,889	1,812,856
任意積立金取崩額 (B)	-	8,952
(教育文化活動積立金取崩額)	-	(8,952)
剰余金処分額 (C)	972,438	837,765
資本準備金	6,567	6,567
利益準備金	5,354,900	5,354,900
任意積立金	700,000	573,783
(事業基盤強化積立金)	(-)	(-)
(都市農業振興積立金)	(-)	(-)
(税効果積立調整積立金)	(-)	(73,783)
(教育文化活動積立金)	(-)	(-)
(特別積立金)	(700,000)	(500,000)
出資配当金	64,620	63,380
(出資配当率)	(3.00%)	(3.00%)
事業分量配当金	207,818	200,601
次期繰越剰余金 (A+B-C)	989,451	984,042

注1 事業分量配当金の基準は以下のとおりです。

(単位：千円)

事 業 区 分	令和2年度		令和3年度		
	配当基準	配当金額	配当基準	配当金額	
信用	貯 金	当座性貯金の平均残高に対し、年0.02%の割合です。ただし、決済用貯金は除きます。 定期性貯金の平均残高に対し、年0.07%の割合です。ただし、特別金利適用分は除きます。	169,665	当座性貯金の平均残高に対し、年0.02%の割合です。ただし、決済用貯金は除きます。 定期性貯金の平均残高に対し、年0.07%の割合です。ただし、特別金利適用分は除きます。	165,088
	貸 出	貸出金の受取利息に対し、年5.0%の割合です。ただし、貸出金利年1.19%未満は除きます。	38,152	貸出金の受取利息に対し、年5.0%の割合です。ただし、貸出金利年1.10%未満は除きます。	35,512
事業分量配当金合計		207,818		200,601	

注2 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

(単位：千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
繰越額	50,000	41,000

部門別損益計算書

◇ 令和3年度

(単位：千円)

区分	合計	信 用 業	共 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共通管 理費等
事業収益 ①	5,759,978	4,359,371	970,893	335,131	79,785	14,795	
事業費用 ②	635,200	277,633	30,591	235,024	61,738	30,212	
事業総利益 ③ (①-②)	5,124,778	4,081,738	940,302	100,107	18,047	△15,417	
事業管理費 ④	4,423,617	2,941,019	706,171	447,653	116,227	212,545	
(うち減価償却費 ⑤)	(242,527)	(152,020)	(29,050)	(44,805)	(8,547)	(8,102)	
(うち人件費 ⑤')	(3,177,932)	(2,000,719)	(605,129)	(310,789)	(84,819)	(176,475)	
※うち共通管理費 ⑥		750,437	156,460	102,367	21,802	31,122	△1,062,189
(うち減価償却費 ⑦)		(13,535)	(2,822)	(1,846)	(393)	(561)	(△19,158)
(うち人件費 ⑦')		(525,053)	(109,469)	(71,622)	(15,254)	(21,775)	(△743,174)
事業利益 ⑧ (③-④)	701,160	1,140,719	234,130	△347,546	△98,180	△227,963	
事業外収益 ⑨	366,670	285,026	56,499	16,929	5,720	2,494	
※うち共通分⑩		60,144	12,539	8,204	1,747	2,494	△85,130
事業外費用 ⑪	24,419	17,254	3,596	2,352	501	715	
※うち共通分⑫		17,249	3,596	2,352	501	715	△24,414
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	1,043,411	1,408,491	287,034	△332,969	△92,960	△226,184	
特別利益 ⑭	-	-	-	-	-	-	
※うち共通分⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失 ⑯	37,623	36,628	331	460	137	65	
※うち共通分⑰		1,589	331	216	46	65	△2,250
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	1,005,787	1,371,863	286,702	△333,430	△93,098	△226,250	
営農指導事業分配賦額 ⑲		165,253	34,480	22,398	4,117	△226,250	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	1,005,787	1,206,610	252,222	△355,828	△97,215		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売・倉庫・加工・利用の事業を指す。

「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給等の事業を指す。

2. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業利益割) の平均値

(2) 営農指導事業

同上(営農指導部門を除く)

3. 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合)

区分	信 用 業	共 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共通管理費	70.66%	14.73%	9.63%	2.05%	2.93%	100.00%
営農指導事業	72.72%	15.24%	9.90%	2.14%		100.00%

◇ 令和2年度

(単位：千円)

区分	合計	信 用 業	共 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共通管 理費等
事業収益 ①	5,833,199	4,171,266	989,332	456,255	211,423	4,920	
事業費用 ②	772,963	160,872	34,960	356,864	186,518	33,747	
事業総利益 ③ (①-②)	5,060,235	4,010,393	954,372	99,390	24,905	△28,826	
事業管理費 ④	4,157,051	2,724,016	681,621	340,854	142,985	267,573	
(うち減価償却費 ⑤)	(241,234)	(195,069)	(18,720)	(19,741)	(5,565)	(2,137)	
(うち人件費 ⑤')	(2,926,177)	(1,850,195)	(556,184)	(196,603)	(109,730)	(213,462)	
※うち共通管理費 ⑥		589,023	114,921	55,790	21,310	28,831	△809,876
(うち減価償却費 ⑦)		(10,142)	(1,978)	(960)	(366)	(496)	(△13,944)
(うち人件費 ⑦')		(423,958)	(82,716)	(40,155)	(15,338)	(20,752)	(△582,921)
事業利益 ⑧ (③-④)	903,184	1,286,376	272,751	△241,463	△118,080	△296,400	
事業外収益 ⑨	314,508	243,911	58,991	6,458	2,572	2,574	
※うち共通分⑩		52,595	10,261	4,981	1,902	2,574	△72,316
事業外費用 ⑪	25,542	18,578	3,623	1,759	671	909	
※うち共通分⑫		18,573	3,623	1,759	671	909	△25,537
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	1,192,149	1,511,709	328,118	△236,764	△116,179	△294,734	
特別利益 ⑭	-	-	-	-	-	-	
※うち共通分⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失 ⑯	26	26	-	-	-	-	
※うち共通分⑰		-	-	-	-	-	-
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	1,192,123	1,511,682	328,118	△236,764	△116,179	△294,734	
営農指導事業分配賦額 ⑲		223,851	44,239	21,427	5,216	△294,734	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	1,192,123	1,287,831	283,879	△258,191	△121,396		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売・倉庫・加工・利用等の事業を指す。

「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給等の事業を指す。

2. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業利益割) の平均値

(2) 営農指導事業

同上(営農指導部門を除く)

3. 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合)

区分	信 用 業	共 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共通管理費	72.74%	14.19%	6.88%	2.63%	3.56%	100.00%
営農指導事業	75.95%	15.01%	7.27%	1.77%		100.00%

会計監査人の監査

令和2年度及び令和3年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

損益の状況

最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益(事業収益)	6,297	6,330	6,063	5,833	5,759
信用事業収益	4,510	4,513	4,310	4,171	4,359
共済事業収益	1,064	1,079	1,043	989	970
購買事業収益	408	422	343	419	241
販売事業収益	159	150	191	166	168
その他事業収益	155	166	173	87	19
経常利益	1,096	1,184	1,227	1,192	1,043
当期剰余金	955	985	1,026	989	819
出資金	2,264	2,245	2,224	2,198	2,159
(出資口数)	(2,264,682)	(2,245,362)	(2,224,816)	(2,198,298)	(2,159,542)
純資産額	35,257	35,949	36,426	36,829	36,865
総資産額	549,439	547,674	553,302	551,140	550,970
貯金等残高	508,792	507,128	512,453	509,957	509,512
貸出金残高	149,649	149,140	145,594	149,650	155,464
有価証券残高	7,973	5,438	30,571	32,370	39,669
剰余金配当額	388	321	317	272	263
出資配当額	66	66	65	64	63
事業利用分量配当額	322	255	251	207	200
職員数	362	368	375	378	378
単体自己資本比率	17.97%	17.24%	16.86%	17.08%	16.83%

注 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取扱は行なっておりません。

4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

利益総括表

(単位：千円、%)

項目	令和2年度	令和3年度	増減
資金運用収益	3,965,479	3,945,108	△20,371
役務取引等収益	84,663	80,923	△3,740
その他事業直接収益	34,751	87,977	53,226
その他経常収益	86,371	245,362	158,991
計	4,171,266	4,359,371	188,107
資金調達費用	71,412	44,209	△27,203
役務取引等費用	15,793	15,722	△71
その他事業直接費用	–	57,511	57,511
その他経常費用	73,667	160,189	86,522
計	160,872	277,633	116,761
資金運用収支	3,894,067	3,900,899	6,832
役務取引等収支	68,870	65,200	△3,670
その他信用事業収支	47,455	115,639	68,184
信用事業粗利益	3,997,689	3,996,565	71,346
(信用事業粗利益率)	0.77%	0.78%	0.02%
事業粗利益	5,292,738	5,321,823	29,085
(事業粗利益率)	0.96%	0.97%	0.01%
事業純益	1,135,687	898,206	△246,972
実質事業純益	1,141,215	907,696	△237,481
コア事業純益	1,106,464	877,230	△233,196
コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）	1,093,014	877,230	△219,746

注： 信用事業粗利益＝信用事業収益（その他経常収益を除く。）－信用事業費用（その他経常費用を除く。）
注： +金銭の信託運用見合費用

信用事業粗利益率＝信用事業粗利益 ÷ 信用事業資産平均残高 × 100

事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益+信用事業に係るその他経常費用+信用事業以外に係るその他の費用+事業外収益の受取出資配当金+金銭の信託運用見合費用

事業粗利益率の計算式を「事業総利益 ÷ 総資産（債務保証見返を除く）平均残高 × 100」から「事業粗利益 ÷ 総資産（債務保証見返を除く）平均残高 × 100」に変更しています。

事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額（全事業合計。全事業合計で一般貸倒引当金戻入益となる場合は「0」として計算しています。）

実質事業純益＝事業純益+一般貸倒引当金繰入額

コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益

コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）＝コア事業純益－投資信託解約損益

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項目	令和2年度			令和3年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	523,050	3,965	0.75%	521,353	3,945	0.76%
うち預金	343,088	2,088	0.61%	337,953	2,130	0.63%
うち有価証券	33,945	161	0.47%	32,568	170	0.51%
うち貸出金	146,016	1,716	1.18%	150,832	1,643	1.09%
資金調達勘定	512,459	71	0.01%	510,059	44	0.00%
うち貯金・定期積金	512,459	71	0.01%	510,059	44	0.00%
うち譲渡性貯金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	-	-	-	-	-	-
総資金利ざや			0.21%			0.18%

注 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回り+経費率)

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、東京都信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項目	令和2年度増減額	令和3年度増減額
受取利息	△161	△20
うち貸出金	△131	△72
うち商品有価証券	-	-
うち有価証券	69	9
うちコールローン	-	-
うち買入手形	-	-
うち預金	△100	43
支払利息	△26	△27
うち貯金・定期積金	△26	△27
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	-	-
差し引き	△134	7

注 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、東京都信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

貯金

1 科目別・貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種類	令和2年度	令和3年度	増減
流動性貯金	209,125 (40.8%)	222,821 (43.6%)	13,695
定期性貯金	302,551 (59.0%)	286,254 (56.1%)	△16,296
その他の貯金	789 (0.1%)	985 (0.1%)	195
計	512,467 (100.0%)	510,061 (100.0%)	△2,405
譲渡性貯金	- (-)	- (-)	-
合計	512,467 (100.0%)	510,061 (100.0%)	△2,405

注 1. 流動性貯金＝当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金+定期積金

3. () 内は構成比

2 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種類	令和2年度	令和3年度	増減
定期貯金	287,637 (100.0%)	275,648 (100.0%)	△11,988
うち固定金利定期	287,635 (99.9%)	275,647 (99.9%)	△11,988
うち変動金利定期	1 (0.0%)	1 (0.0%)	-

注 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比

3 財形貯蓄残高

(単位：百万円)

種類	令和2年度	令和3年度	増減
財形貯蓄残高	10	9	0

貸出金

1 科目別・貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

種類	令和2年度	令和3年度	増減
手形貸付金	- (-)	- (-)	-
証書貸付金	145,922 (99.9%)	150,769 (99.9%)	4,847
当座貸越	122 (0.0%)	100 (0.0%)	△22
制度資金貸付金	- (-)	- (-)	-
金融機関貸付金	- (-)	- (-)	-
割引手形	- (-)	- (-)	-
合計	146,045 (100.0%)	150,869 (100.0%)	4,824

() 内は構成比

2 業種別の貸出金残高

(単位：百万円、%)

種類	令和2年度	令和3年度	増減
農業	1,520 (1.0%)	1,157 (0.7%)	△362
林業	- (-)	- (-)	-
水産業	- (-)	- (-)	-
製造業	519 (0.3%)	428 (0.2%)	△91
鉱業	11 (0.0%)	6 (0.0%)	△4
建設・不動産業	92,891 (61.9%)	94,362 (60.6%)	1,470
電気・ガス・熱供給水道業	72 (0.0%)	68 (0.0%)	△3
運輸・通信業	702 (0.4%)	600 (0.3%)	△101
金融・保険業	462 (0.3%)	436 (0.2%)	△25
卸売・小売業・サービス業	7,011 (4.6%)	8,457 (5.3%)	1,445
地方公共団体	- (-)	- (-)	-
非営利法人	- (-)	- (-)	-
その他	46,456 (31.0%)	49,944 (32.1%)	3,487
合計	149,650 (100.0%)	155,464 (100.0%)	5,813

() 内は構成比

3 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種類	令和2年度	令和3年度	増減
貯金・定期積金等	3,434	3,128	△306
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	138,894	143,949	5,054
その他担保物	-	-	-
小計	142,329	147,077	4,748
農業信用基金協会保証	430	395	△34
その他保証	558	515	△42
小計	988	911	△76
信用	6,332	7,474	1,142
合計	149,650	155,464	5,813

4 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種類	令和2年度	令和3年度	増減
固定金利貸出	75,545 (50.4%)	64,127 (41.2%)	△11,417
変動金利貸出	74,105 (49.5%)	91,336 (58.7%)	17,231
合計	149,650 (100.0%)	155,464 (100.0%)	5,813

() 内は構成比

5 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円)

種類	令和2年度	令和3年度	増減
運転資金	13,369 (8.9%)	14,014 (9.0%)	644
設備資金	111,392 (74.4%)	114,414 (73.5%)	3,023
生活資金	24,773 (16.5%)	26,935 (17.2%)	2,160
その他	112 (0.0%)	98 (0.0%)	△14
合計	149,650 (100.0%)	155,464 (100.0%)	5,813

() 内は構成比

6 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種類	令和2年度	令和3年度	増減
貯金・定期積金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	—	—	—
計	—	—	—
信用	—	—	—
合計	—	—	—

7 主要な農業関係の貸出金残高

① 営農類型別

(単位：百万円)

種類	令和2年度	令和3年度	増減
農業	—	—	—
穀作	—	—	—
野菜・園芸	5	21	16
果樹・樹園農業	0	—	—
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	—	—	—
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	261	265	4
農業関連団体等	—	—	—
合計	268	287	19

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。
なお、貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が從となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

② 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種類	令和2年度	令和3年度	増減
プロパー資金	264	285	21
農業制度資金	3	1	△2
農業近代化資金	3	1	△2
その他制度資金	—	—	—
合計	268	287	19

- (注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位：百万円)

種類	令和2年度	令和3年度	増減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
その他	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

8 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分	債権額	保全額				合計
		担保	保証	引当		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	1,093	514	-	578	1,093
	令和2年度	1,114	516	-	597	1,114
危険債権	令和3年度	913	913	-	-	913
	令和2年度	962	959	-	2	962
要管理債権	令和3年度	-	-	-	-	-
	令和2年度	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	令和3年度	-	-	-	-	-
	令和2年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和3年度	-	-	-	-	-
	令和2年度	-	-	-	-	-
小 計	令和3年度	2,006	1,428	-	578	2,006
	令和2年度	2,076	1,476	-	600	2,076
正常債権	令和3年度	153,511				
	令和2年度	147,631				
合 計	令和3年度	155,518				
	令和2年度	149,707				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

9 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和2年度				令和3年度				期末残高	
	期首残高	期中增加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中增加額	期中減少額		
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	463	469	-	463	469	469	478	-	469	478
個別貸倒引当金	745	600	29	716	600	600	578	-	600	578
合計	1,209	1,069	29	1,180	1,069	1,069	1,057	-	1,069	1,057

10 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項目	令和2年度		令和3年度	
	貸出金償却額	-	-	-
		-	-	-

11 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

為替

1 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和2年度		令和3年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	52	204	39	156
	金額	49,313	97,124	54,471	74,443
代金取立為替	件数	0	0	0	0
	金額	7	19	17	18
雜為替	件数	4	4	3	2
	金額	28,069	28,005	15,886	15,847
合 計	件数	56	208	42	159
	金額	77,389	125,149	70,374	90,309

2 外国為替取扱実績

該当する取引はありません。

3 外貨建資産残高

該当する取引はありません。

証券・窓販

1 公共債引受・窓販実績

該当する取引はありません。

2 公共債ディーリング実績

該当する取引はありません。

有価証券等

1 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種類	令和2年度	令和3年度	増減
国債	9,110	10,461	1,351
地方債	6,251	2,924	△ 3,327
政府保証債	500	500	-
社債	17,715	18,683	968
受益証券	365	-	△ 365
合計	33,944	32,568	△ 1,376

2 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

3 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
令和2年度								
国債	-	-	-	-	-	8,899	-	8,899
地方債	214	428	428	428	643	3,999	-	6,144
政府保証債	-	-	-	-	-	500	-	500
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	1,399	2,799	2,100	10,900	-	17,199
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
受益証券	-	-	-	-	-	-	-	-
その他証券	-	-	-	-	-	-	-	-
令和3年度								
国債	-	-	-	-	-	19,300	-	19,300
地方債	-	-	-	-	-	1,100	-	1,100
政府保証債	-	-	-	-	-	500	-	500
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	1,000	100	3,100	15,800	-	20,000
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
受益証券	-	-	-	-	-	-	-	-
その他証券	-	-	-	-	-	-	-	-

4 有価証券の時価情報等

その他有価証券

(単位：百万円)

種類	貸借対照表計上額	令和2年度			令和3年度		
		取得原価 又は償却原価	差額(※1)	貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差額(※2)	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を越えるもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	-	-	-	-	-	-
	国債	2,341	2,285	55	1,025	1,002	23
	地方債	205	200	5	200	200	0
	政府保証債	504	500	4	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	5,404	5,302	101	2,151	2,099	51
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小計	8,455	8,287	168	3,378	3,302	75
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を越えないもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	-	-	-	-	-	-
	国債	6,425	6,587	△ 161	17,543	18,048	△ 505
	地方債	5,820	5,944	△ 123	851	900	△ 48
	短期社債	-	-	-	494	500	△ 5
	社債	11,667	11,952	△ 284	17,402	17,970	△ 567
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
合計		32,370	32,771	△ 401	39,669	40,721	△ 1,052

(※1)なお、上記の差額に繰延税金資産112,085千円を加えた額△289,367千円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(※2)なお、上記の差額に繰延税金資産293,748千円を加えた額△758,360千円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

5 金銭の信託の時価情報

①運用目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

②満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

③その他の金銭の信託

該当する取引はありません。

6 デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

共済事業

1 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類	令和2年度		令和3年度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
生命 総 合 共 済	終身共済	2,607	83,970	1,632	82,179
	定期生命共済	432	1,385	68	1,326
	養老生命共済 (うちこども共済)	852	33,257	994	30,213
	医療共済	67	6,718	108	6,340
	がん共済	—	291	—	280
	定期医療共済	—	765	—	701
	介護共済	97	1,216	89	1,288
	年金共済	—	1,043	—	959
	建物更生共済	54,990	624,136	59,593	623,636
合 計		59,047	752,783	62,486	746,926

(注) 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。

2 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令和2年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	2	37	68	34
がん共済	1	7	0	7
定期医療共済	—	1	—	1
合 計	3	46	68	44
			—	69

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

3 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令和2年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	158	2,339	129	2,414
生活障害共済（一時金型）	45	87	14	101
生活障害共済（定期年金型）	7	43	2	46
特定重度疾病共済	156	156	57	215

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金年額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しています。

4 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種類	令和2年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	584	5,671	324	5,784
年金開始後	-	1,493	-	1,528
合計	584	7,164	324	7,313

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあっては、最低保証年金額）を表示しています。

5 短期共済新契約高

(単位：件、百万円)

種類	令和2年度			令和3年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	3,521	69,592	51	3,380	67,773	49
自動車共済	5,564		316	5,464		313
傷害共済	477	2,110	0	856	5,046	0
定額定期生命共済	4	14	0	4	14	0
賠償責任共済	862		2	794		1
自賠責共済	757		13	739		13
その他	-	-	-	-	-	-
合計	11,185		385	11,237		378

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。

2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

1 購買事業

(単位：千円)

種 類	令和2年度	令和3年度
	取扱高	取扱高
生産資材		
肥料	50,170	49,099
農薬	33,232	27,958
飼料	209	236
農業機械	28,183	23,453
燃料	329	153
包装資材	9,631	11,077
保温資材	24,449	21,062
その他生産資材	134,107	126,852
小計	280,313	259,894
生活物資		
食品	117,175	110,031
生鮮食品	33,688	31,862
一般食品	83,487	78,168
衣料品	1,589	1,078
耐久消費財	962	1,329
日用保健雑費	7,503	5,868
小計	127,232	118,307
合計	407,545	378,202

2 販売事業

①受託販売

(単位：千円)

種 類	令和2年度	令和3年度
	取扱高	取扱高
野菜	45,150	36,163
店舗	343,985	345,002
合　　計	389,135	381,165

②買取販売

(単位：千円)

種 類	令和2年度	令和3年度
	販売高	販売高
米	71,449	69,257
麦・豆・雑穀	511	411
野菜	34,199	40,681
果実	1,471	2,470
その他	19,286	13,939
合　　計	126,918	126,760

その他の事業

1 加工事業

該当する事業はありません。

2 高齢者福祉事業

項目	令和2年度	令和3年度
収益		
福祉収益	—	—
合計	—	—
費用		
福祉費用	7	—
合計	7	—
差引利益	△7	—

該当する事業はありません。

3 宅地等供給事業

(単位 : 千円)

項目	令和2年度	令和3年度
収益		
受託宅地等供給収益	1,577	1,817
合計	1,577	1,817
費用		
受託宅地等供給費用	—	40
合計	—	40
差引利益	1,577	1,777

4 指導事業

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度
収入		
指導補助金	939	73
実費収入	1,799	-
健康管理収入	70	50
指導雑収入	2,111	14,671
合 計	4,920	14,795
支出		
営農改善費	6,278	7,265
生活文化事業費	12,248	12,179
教育情報費	9,520	5,082
健康管理費	2,652	2,998
指導雑費	3,046	2,686
合 計	33,747	30,212
収 支 差 額	△28,826	△15,417

5 利用事業

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度
収益		
利用収益	79,980	3,334
合 計	79,980	3,334
費用		
利用費用	71,762	8
合 計	71,762	8
差 引 利 益	8,217	3,325

6 旅行事業

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度
収益		
受入事務手数料	587	3
合 計	587	3
費用		
旅行推進費	17	-
旅行雑費	485	200
合 計	503	200
差 引 利 益	83	△196

経営諸指標

1 その他の諸指標

(単位：百万円)

項目	令和2年度	令和3年度
◆信用事業関係		
一職員当り貯金残高	4,211	4,918
一店舗当り貯金残高	33,997	36,393
一職員当り貸出金残高	3,650	2,205
一店舗当り貸出金残高	9,976	11,104
◆共済事業関係		
一職員当り長期共済保有高	11,780	12,066
一店舗当り長期共済保有高	50,185	53,351
◆経済事業関係		
一職員当り購買品取扱高	28	26
一職員当り販売品取扱高	70	34
一店舗当り購買品取扱高	101	94

注：一職員当り・一店舗当りの計数については、当該事業業務に従事している職員数・当該事業業務を行なっている店舗数をもとに算定しています。職員には、嘱託・パートタイマーを含んでいません。

2 利益率

(単位：%)

種類	令和2年度	令和3年度	増減
総資産経常利益率	0.21%	0.18%	-0.03%
資本経常利益率	3.27%	2.83%	-0.44%
総資産当期純利益率	0.17%	0.14%	-0.03%
資本当期純利益率	2.70%	2.22%	-0.48%

- 注 1. 総資産経常利益率=経常利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率=経常利益÷純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率=当期剩余金（税引後）÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率=当期剩余金（税引後）÷純資産勘定平均残高×100

3 貯貸率・貯証率

(単位：%)

種類	令和2年度	令和3年度	増減
貯貸率	期末	29.3%	30.5%
	期中平均	28.4%	29.5%
貯証率	期末	6.3%	7.7%
	期中平均	6.6%	6.3%

自己資本の充実の状況

1 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項目	令和2年度	令和3年度
<コア資本に係る基礎項目>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	36,846	37,359
うち、出資金及び資本準備金の額	2,204	2,166
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	34,952	35,499
うち、外部流出予定額（△）	272	263
うち、上記以外に該当するものの額	△38	△41
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	469	478
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	469	478
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	37,315	37,838
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの除去。）の額の合計額	16	13
うち、のれんに係るもの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	16	13
繰延税金資産（一時差異に係るもの除去。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	16	13
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	37,299	37,825

(単位：百万円、%)

項目	令和2年度	令和3年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	208,617	215,183
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	–	–
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	–	–
うち、上記以外に該当するものの額	–	–
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	9,721	9,506
信用リスク・アセット調整額	–	–
オペレーション・リスク相当額調整額	–	–
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	218,338	224,690
<自己資本比率>		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	17.08%	16.83%

注 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーション・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和2年度			令和3年度		
	エクスポート ジャーラの期末 残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%	エクスポート ジャーラの期末 残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
現金	1,386	-	-	1,380	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	8,877	-	-	19,069	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	6,148	-	-	1,101	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	5,570	506	20	4,766	426	17
地方三公社向け	4,200	840	33	4,350	870	34
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	339,262	67,852	2,714	325,696	65,139	2,605
法人等向け	12,456	7,508	300	15,258	7,894	315
中小企業等向け及び個人向け	1,407	413	16	1,527	450	18
抵当権付住宅ローン	81,877	28,263	1,130	82,480	28,497	1,139
不動産取得等事業向け	34,004	32,956	1,318	36,611	35,586	1,423
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	33	6	0	29	5	0
信用保証協会等保証付	14,586	1,452	58	14,735	1,467	58
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	597	597	23	597	597	23
（うち出資等のエクスポージャー）	597	597	23	597	597	23
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	42,103	68,217	2,728	45,232	74,247	2,969
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-	1,407	3,519	140
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資金調達手段に係るエクspoージャー）	18,083	45,209	1,808	18,223	45,557	1,822
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー）	686	1,715	68	793	1,984	79
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係るエクspoージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエクspoージャー）	23,333	21,292	851	24,807	23,186	927

証券化	-	-	-	-	-	-
(うちS T C要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非S T C適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルックスルーワ方式)	-	-	-	-	-	-
(うちマンデート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスボージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額(△)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスボージャー別計	552,514	208,617	8,344	552,837	215,183	8,607
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関連エクスボージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	552,514	208,617	8,344	552,837	215,183	8,607
オペレーションル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額 a 9,721	所要自己資本額 b=a×4% 388	オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額 a 9,506	所要自己資本額 b=a×4% 380		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a 218,338	所要自己資本額 b=a×4% 8,733	リスク・アセット(分母)合計 a 224,690	所要自己資本額 b=a×4% 8,987		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスボージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスボージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスボージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスボージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスボージャー、重要な出資のエクスボージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスボージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスボージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスボージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーションル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
<オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスタートーズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクspoージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクspoージャー		日本貿易保険
法人等向けエクspoージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクspoージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポート（地域別、業種別、残存期間別）及び
三月以上延滞エクスポートの期末残高

(単位：百万円)

区分	信用リスクに関するエクスポートの残高	令和2年度			令和3年度		
		うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポート	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポート
国 内	552,514	149,707	32,801	-	552,837	155,518	40,782
国 外	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計	552,514	149,707	32,801	-	552,837	155,518	40,782
法人	農業	-	-	-	1	1	-
	林業	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-
	製造業	502	6	496	-	9	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	10,561	7,059	3,502	-	10,066	7,563
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,609	-	2,609	-	3,818	-
	運輸・通信業	8,976	15,448	8,961	-	7,580	13
	金融・保険業	340,215	118,926	800	-	328,148	113
	卸売・小売・飲食・サービス業	4,991	4,090	901	-	9,069	5,356
	日本国政府・地方公共団体	18,026	2,999	15,026	-	23,319	3,149
	上記以外	955	402	503	-	1,116	363
	個人	134,961	134,961	-	138,897	138,897	-
	その他	30,712	53	-	30,808	48	-
業種別残高計		552,514	149,707	32,801	-	552,837	155,518
1年以下		341,037	1,775	-	328,441	2,744	-
1年超3年以下		4,775	4,775	-	4,115	4,115	-
3年超5年以下		6,472	5,072	1,400	6,598	5,596	1,001
5年超7年以下		9,002	6,209	2,793	6,874	6,774	100
7年超10年以下		15,718	12,214	3,504	16,250	10,339	5,910
10年超		144,598	119,494	25,103	159,572	125,802	33,770
期限の定めのないもの		30,909	166	-	30,985	146	-
残存期間別残高計		552,514	149,707	32,801	552,837	155,518	40,782

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポートの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに該当するもの、証券化エクスポートに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「三月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポートをいいます。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和2年度				令和3年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	
			目的使用	その他				目的使用	その他
一般貸倒引当金	463	469	-	463	469	469	478	-	469
個別貸倒引当金	745	600	29	716	600	600	578	-	600

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区分	令和2年度						令和3年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国内	745	600	29	716	600		600	578	—	600	578	
国外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
地域別計	745	600	29	716	600		600	578	—	600	578	
農業	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
林業	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
水産業	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
製造業	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
鉱業	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
建設・不動 産業	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
電気・ガス・熱 供給・水道業	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
運輸・通信 業	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
金融・保険 業	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
卸売・小売・飲 食・サービス業	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
上記以外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
個人	745	600	29	745	600	29	600	578	—	600	578	—
業種別計	745	600	29	745	600	29	600	578	—	600	578	—

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和2年度			令和3年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リス ク削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト0%	—	21,731	21,731	—	26,531	26,531
	リスク・ウェイト2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	19,597	19,597	—	18,936	18,936
	リスク・ウェイト20%	1,400	343,550	344,951	1,600	330,148	331,749
	リスク・ウェイト35%	—	80,752	80,752	—	81,422	81,422
	リスク・ウェイト50%	6,993	7	7,000	11,335	4	11,340
	リスク・ウェイト75%	—	537	537	—	581	581
	リスク・ウェイト100%	2,609	56,564	59,174	300	61,552	61,852
	リスク・ウェイト150%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト250%	—	18,770	18,770	—	20,424	20,424
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト1250%		—	—	—	—	—	—
計		11,003	541,510	552,514	13,237	539,600	552,837

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクspoージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「格付あり」にはエクspoージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクspoージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクspoージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクspoージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクspoージャーがあります。

4 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスボージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスボージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスボージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスボージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスボージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスボージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスボージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行なっています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポートジャーの額

(単位：百万円)

区分	令和2年度		令和3年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	500	—	500
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	0	—
中小企業等向け及び個人向け	3	60	2	74
抵当権住宅ローン	1	—	0	—
不動産取得等事業向け	—	—	0	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	169	—	0	0
合計	174	561	3	576

(注) 1. 「エクスポートジャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」は、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポートジャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートジャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポートジャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートジャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポートジャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したいもの（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6 証券化工クスポートジャーに関する事項

該当する取引はありません。

7 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクspoージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクspoージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な会議を行なう等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行なっています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行なっています。運用部門が行なった取引については企画管理部門が適切な執行を行なっているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行なっています。

なお、これらの出資その他これに類するエクspoージャーの評価等については、①子会社株式と③系統及び系統外出資は取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を計上、または取得原価から毀損の状況に応じて直接償却を実施しています。

②その他有価証券については時価評価を行なった上で、取得原価との評価差額を「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクspoージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	18,681	-	18,820	-
合計	18,681	-	18,820	-

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクspoージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和2年度			令和3年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	0	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和2年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和2年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和2年度	令和3年度
ルックスルーワイドを適用するエクスポージャー	-	-
マンデート方式を適用するエクspoージャー	-	-
蓋然性方式（250%）を適用するエクspoージャー	-	-
蓋然性方式（400%）を適用するエクspoージャー	-	-
フォールバック方式（1250%）を適用するエクspoージャー	-	-

9 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一緒に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備等により厳正な管理に努めています。

- リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行ないリスク削減に努めています。

- 金利リスク計測の頻度

四半期に1回(3・6・9・12月末を基準とする)IRRBBを計測しています。

- ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVA)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイプ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- 流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- 複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正值を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不变としています。

- 内部モデルの使用等、 ΔEVA および ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

ΔEVA の前事業年度末からの変動要因は保有有価証券の残存期間が長期化したこと等によるものです。

- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ \triangle EVEおよび \triangle NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる \triangle EVEおよび \triangle NIIと大きく異なる点
特段ありません)。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク		\triangle EVE		\triangle NII	
項目番号		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	4,669	5,491	447	369
2	下方パラレルシフト	-	-	7	6
3	ステイープ化	4,099	5,163		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	292	70		
6	短期金利低下	-	-		
7	最大値	4,669	5,491	447	369
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	37,299		37,825	

- (注) 1. 「 \triangle EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
 2. 「 \triangle NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
 3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
 5. 「ステイープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日 時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

役員等の報酬体系

1 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：千円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	124,533	-

(注1) 対象役員は、理事28名、監事6名です。（期中に退任した者を含む。）

(注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額にて算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退任慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は当JAの職員及び当JAの主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

(注1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注2) 「主要な連結子法人等」とは、当JAの連結子法人等のうち、当JAの連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

(注3) 「同等額」は、令和3年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注4) 令和3年度において当JAの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

3 その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

当組合の組織

1 組合員数

(単位：人、団体)

種類	令和2年度	令和3年度	増減
正組合員数	2,595	2,567	△28
個人	2,594	2,566	△28
法人	1	1	-
准組合員数	26,449	25,605	△844
個人	26,448	25,604	△844
法人	1	1	-
合計	29,044	28,172	△872

2 組合員組織の状況

(令和4年3月31日現在)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
J A東京あおば青壮年組織協議会	260 人	J A東京あおば園芸組織協議会	52 人
J A東京あおば板橋地区青壮年部	58 人	J A東京あおば板橋地区園芸部会	22 人
J A東京あおば練馬地区青壮年部	85 人	J A東京あおば練馬地区花卉園芸部会	9 人
J A東京あおば石神井地区青壮年部	34 人	J A東京あおば石神井地区花卉部会	9 人
J A東京あおば大泉地区青壮年部	83 人	J A東京あおば大泉地区花卉園芸部会	12 人
J A東京あおば女性組織協議会	321 人	J A東京あおば農業振興研究会	-
J A東京あおば板橋地区女性部	111 人	J A東京あおば練馬地区農地を守る会	53 人
J A東京あおば練馬地区女性部	95 人	J A東京あおばふれあいの里部会	99 人
J A東京あおば石神井地区女性部	52 人	都市農政推進協議会	-
J A東京あおば大泉地区女性部	63 人	板橋区都市農政推進協議会	-
J A東京あおば野菜組織協議会	249 人	練馬区都市農政推進協議会	-
J A東京あおば板橋地区野菜部会	27 人	J A東京あおば資産管理部会	-
J A東京あおば練馬地区野菜生産出荷組合	43 人	J A東京あおば資産管理部会 本部	12 人
J A東京あおば石神井地区蔬菜部会	35 人	J A東京あおば板橋地区資産管理部会	138 人
J A東京あおば石神井地区うど出荷部会	12 人	J A東京あおば練馬地区資産管理部会	323 人
J A東京あおば石神井直売部会	55 人	J A東京あおば石神井地区資産管理部会	214 人
J A東京あおば大泉新鮮直売組合	77 人	J A東京あおば大泉地区資産管理部会	192 人
J A東京あおば野菜流通協議会	49 人	J A東京あおば年金友の会	-
J A東京あおば果樹組織協議会	125 人	J A東京あおば板橋地区年金友の会	640 人
J A東京あおば板橋地区果樹部会	15 人	J A東京あおば練馬地区年金友の会	633 人
J A東京あおば練馬地区果樹園芸部会	21 人	J A東京あおば石神井地区年金友の会	488 人
J A東京あおば大泉地区果樹部会	33 人	J A東京あおば大泉地区年金友の会	400 人
J A東京あおば城北ぶどう研究会	22 人		
J A東京あおばブルーベリー研究会	34 人		

3 役員一覧

(令和4年4月1日 現在)

役職名	氏 名	常勤・非常勤の別	役職名	氏 名	常勤・非常勤の別
代表理事組合長	酒井 利博	常勤	理事	高橋 輝行	非常勤
代表理事副組合長	久保 秀一	常勤	理事	高橋 正悦	非常勤
代表理事専務	鈴木 裕	常勤	理事	高橋 康代	非常勤
常務理事	島田 健一	常勤	理事	田中 好雄	非常勤
常務理事	新堀 桂三	常勤	理事	富岡 誠一	非常勤
理事部長	古川 栄	常勤	理事	星川 茂喜	非常勤
理事	相原 和彦	非常勤	理事	星野 茂	非常勤
理事	石手 啓夫	非常勤	理事	増島 誠一	非常勤
理事	内田 忠男	非常勤	理事	安井 芳一	非常勤
理事	大山 曜司	非常勤	理事	吉田 茂雄	非常勤
理事	加藤 茂	非常勤	理事	吉野 美智代	非常勤
理事	加藤 晴久	非常勤	代表監事	関口 繁夫	非常勤
理事	木下 正	非常勤	常勤監事	高橋 隆	常勤
理事	小原 孝之	非常勤	監事	本橋 政春	非常勤
理事	小山 貴代	非常勤	監事	宇多川 俊明	非常勤
理事	櫻井 祐次	非常勤	監事	山口 卓	非常勤
理事	杉森 健二	非常勤	監事	戸部 秀明	非常勤

4 職員

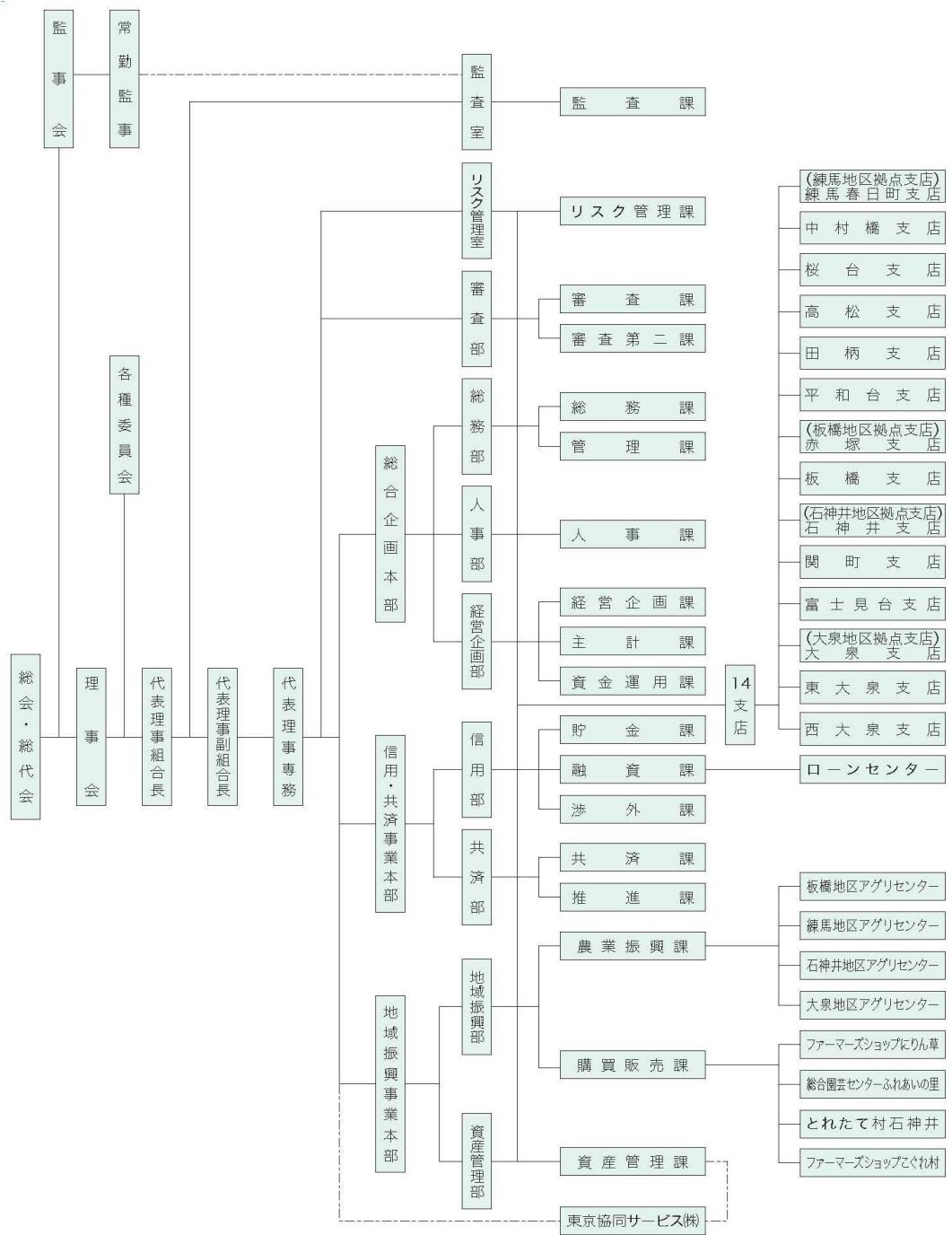
(単位：人)

項目	令和2年度			令和3年度		
	男性	女性	計	男性	女性	計
参事	-	-	-	-	-	-
会計主任	-	-	-	-	-	-
一般職員	183	172	355	178	175	353
営農指導員	14	4	18	16	4	20
生活指導員	-	5	5	-	5	5
合 計	197	181	378	194	184	378

*備考：期末職員数には期末退職者は含みません。

5 組織機構図

(令和4年4月1日 現在)



(注1) 機構図は、令和4年4月1日現在のものです。

(注2) 地域振興事業本部に「資産管理部」を新設し、それに伴い「信用部くらしの相談課」は廃止しました。

(注3) アグリセンターを農業振興課、直売所を購買販売課の直轄としました。

(注4) その他、「総務部 管理課」、「信用部 渉外課」を新設しました。

6 地区一覧

(令和4年4月1日 現在)

板橋区・北区・豊島区・練馬区

7 沿革・歩み

平成 9年 4月 1日	J A板橋、J A練馬、J A石神井、J A大泉の4JAの合併により JA東京あおばを設立
平成10年 6月30日	高齢化社会に向け、助け合い組織「あおば共生の会」設立
平成11年 9月16日	高齢者福祉事業の一環としてミニデイサービス開始
平成12年 3月11日	総合園芸センター「ふれあいの里」オープン
平成12年10月21日	「石神井ファーマーズセンター」オープン
平成16年 4月 1日	ファーマーズショップ「にりん草」オープン
平成19年 6月27日	葬祭事業の実施を総代会において議決
平成21年 4月 1日	総合相談室 業務開始
平成23年10月17日	練馬春日町支店・練馬地区振興センター（現・練馬地区アグリセンター） 新築移転オープン
平成25年12月19日	石神井支店・石神井地区振興センター（現・石神井地区アグリセンター） 「とれたて村石神井」グランドオープン (「石神井ファーマーズセンター」廃止)
平成26年 4月 1日	総合相談室を廃し、信用部くらしの相談課を新設
平成26年 6月16日	赤塚支店・板橋地区振興センター（現・板橋地区アグリセンター）新築移転オープン
平成27年 4月 6日	東大泉支店新築移転オープン
平成30年 1月11日	ファーマーズショップ「にりん草」仮設店舗営業開始
平成31年 4月19日	ファーマーズショップ「にりん草」リニューアルオープン
令和3年 7月31日	旅行センター閉店
令和3年 8月28日	豊玉支店を中村橋支店に統合（旧豊玉支店を仮店舗として営業）
令和3年 9月30日	セレモニーセンター閉店
令和4年 3月31日	信用部くらしの相談課を廃止
令和4年 4月 1日	地域振興事業本部に資産管理部を新設

8 店舗一覧

(令和4年3月31日 現在)

店舗名	郵便番号	住所	電話番号	ATM設置台数
本店	179-0075	練馬区高松5-23-27	03-5372-1311	1
練馬春日町支店	179-0074	練馬区春日町1-17-34	03-3999-1451	1
中村橋支店	176-0023	練馬区豊玉北4-7-6	03-3999-1611	1
桜台支店	176-0002	練馬区桜台3-35-17	03-3992-6188	1
高松支店	179-0075	練馬区高松6-34-1	03-3997-5231	1
田柄支店	179-0073	練馬区田柄2-20-10	03-3939-0021	1
平和台支店	179-0083	練馬区平和台3-25-20	03-3937-0881	1
板橋支店	174-0076	板橋区上板橋2-18-14	03-3932-1131	1
赤塚支店	175-0084	板橋区四葉2-8-3	03-3930-0115	1
石神井支店	177-0041	練馬区石神井町5-11-7	03-3995-4121	1
関町支店	177-0051	練馬区関町北1-22-11	03-3920-4128	1
富士見台支店	177-0035	練馬区南田中3-1-1	03-3995-4191	1
大泉支店	178-0061	練馬区大泉学園町2-12-17	03-3925-3111	1
東大泉支店	178-0063	練馬区東大泉1-28-1 リズモ大泉学園	03-3925-3211	1
西大泉支店	178-0065	練馬区西大泉4-9-1	03-3978-1711	1
練馬地区アグリセンター	179-0074	練馬区春日町1-17-34	03-3999-7851	0
総合園芸センターふれあいの里	176-0002	練馬区桜台3-35-18	03-3991-8711	0
板橋地区アグリセンター	175-0084	板橋区四葉2-8-3	03-3930-0186	0
ファーマーズショップにりん草	175-0082	板橋区高島平3-12-21	03-3975-2189	0
石神井地区アグリセンター とれたて村石神井	177-0041	練馬区石神井町5-11-7	03-3995-4955	0
大泉地区アグリセンター ファーマーズショッピング こぐれ村	178-0061	練馬区大泉学園町2-12-17	03-3925-3112	0
セレモニーセンター	177-0041	練馬区石神井町5-11-7 石神井支店2階	03-3996-9439	0

店舗外ATM設置台数

3台

9 特定信用事業代理業者の状況

(令和4年3月31日 現在)

該当する取引はありません。

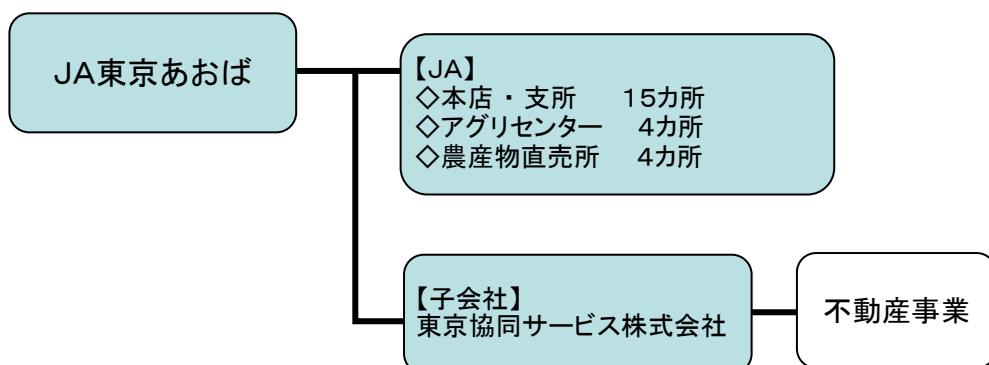
連結情報

□ グループの概況

○グループの事業系統図

J A 東京あおばのグループは、当 J A、子会社 1 社で構成されています。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は 1 社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



○子会社等の状況

(単位：百万円、%)

名 称	主たる営業所 又は 事務所の所在地	事業の内容	設立年月日	資本金又 は出資金	当 J A の 議決権比率	他の子会社 等の議決権 比率
東京協同 サービス 株式会社	東京都練馬区早宮 2-17-50平和台 S T ビルⅡ 3階	不動産	昭和62年10月1日	50	100	0

○連結事業概況（令和 3 年度）

◇連結事業の概況

① 事業の概況

令和 3 年度の当 J A の連結決算は、子会社を連結しております。

連結決算の内容は、連結経常収益 6,486 百万円、連結当期剰余金 987 百万円、連結純資産 38,664 百万円、連結総資産 551,507 百万円で、連結自己資本比率は 17.60%となりました。

② 連結子会社等の事業概況

東京協同サービス株式会社

JA東京あおばの各部署・各支店と資産管理に関する情報を共有し、連携を図ってまいります。賃貸管理業務を中心に、組合員の皆さまの資産運用・土地活用並びに相続相談業務を積極的に行ってまいります。また、社員のレベルアップを図るため、各種研修会への積極的な参加を促し、人財育成に努めます。

○最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
連結経常収益（事業収益）	7,067	6,976	6,688	6,459	6,486
信用事業収益	4,510	4,513	4,310	4,171	4,359
購買事業収益	406	421	341	417	241
販売事業収益	159	150	191	166	168
共済事業収益	1,064	1,079	1,041	989	970
その他事業収益	927	811	803	714	746
連結経常利益	1,334	1,349	1,359	1,353	1,306
連結当期剰余金	1,092	1,087	1,092	1,105	987
連結純資産額	36,652	37,417	37,948	38,414	38,664
連結総資産額	549,659	547,892	553,499	551,325	551,507
連結自己資本比率	18.71%	17.62%	17.58%	17.85%	17.60%

注 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

□ 連結貸借対照表

・資産の部

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
1. 信用事業資産	522,621,107	522,199,985
(1) 現金及び預金	340,642,425	327,075,206
(2) 買入金銭債権	-	-
(3) 金銭の信託	-	-
(4) 有価証券	32,370,242	39,669,640
(5) 貸出金	149,650,514	155,464,210
(6) その他の信用事業資産	1,027,745	1,048,504
(7) 債務保証見返	-	-
(8) 貸倒引当金	△1,069,820	△1,057,576
2. 共済事業資産	23,664	18,823
(1) 共済貸付金	-	-
(2) その他の共済事業資産	23,664	18,823
(3) 貸倒引当金	-	-
3. 経済事業資産	71,222	44,276
(1) 受取手形及び経済事業未収金	33,036	25,983
(2) 棚卸資産	24,019	18,122
(3) その他の経済事業資産	14,167	171
(4) 貸倒引当金	-	-
4. 雑資産	2,422,179	2,335,460
5. 固定資産	6,693,760	7,055,820
(1) 有形固定資産	6,651,713	7,015,504
建物	5,279,255	5,125,221
機械装置	17,560	17,560
土地	4,040,689	4,441,821
リース資産	-	-
建設仮勘定	28,814	75,361
その他の有形固定資産	1,335,528	1,292,015
減価償却累計額	△4,050,133	△3,936,475
(2) 無形固定資産	42,047	40,315
のれん	-	-
リース資産	-	-
その他の無形固定資産	42,047	40,315
6. 外部出資	18,631,870	18,770,990
(1) 外部出資	18,631,870	18,770,990
(2) 外部出資等損失引当金	-	-
7. 繰延税金資産	862,182	1,081,705
8. 再評価に係る繰延税金資産	-	-
9. 繰延資産	-	-
資産の部合計	551,325,987	551,507,061

・負債の部

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
1. 信用事業負債	508,189,339	507,683,859
(1) 賢金	508,068,107	507,584,168
(2) 譲渡性貯金	—	—
(3) 借入金	—	—
(4) その他の信用事業負債	121,232	99,690
(5) 債務保証	—	—
2. 共済事業負債	805,783	783,963
(1) 共済借入金	—	—
(2) 共済資金	409,509	398,662
(3) その他の共済事業負債	396,273	385,300
3. 経済事業負債	37,710	36,615
(1) 支払手形及び経済事業未払金	37,632	36,530
(2) その他の経済事業負債	77	85
4. 設備借入金	—	—
5. 雜負債	1,406,923	1,750,924
6. 諸引当金	2,471,867	2,587,105
(1) 賞与引当金	162,714	336,644
(2) 退職給付に係る負債	1,896,977	1,863,295
(3) 役員退職慰労引当金	41,900	53,603
(4) 特例業務負担金引当金	370,275	333,562
7. 繰延税金負債	—	—
8. 再評価に係る繰延税金負債	—	—
負債の部合計	512,911,624	512,842,468
・純資産の部		
1. 組合員資本	38,956,355	39,579,566
(1) 出資金	2,198,298	2,159,542
(2) 資本剰余金	6,567	6,567
(3) 利益剰余金	36,790,096	37,455,188
(4) 処分未済持分	△ 38,506	△ 41,632
(5) 子会社の所有する親組合出資金	△ 100	△ 100
2. 評価・換算差額等	△ 289,367	△ 758,360
(1) その他有価証券評価差額金	△ 289,367	△ 758,360
(2) 繰延ヘッジ損益	—	—
(3) 土地再評価差額金	—	—
(4) 退職給付に係る調整累計額	△ 252,625	△ 156,613
3. 非支配株主持分	—	—
純資産の部合計	38,414,363	38,664,592
負債及び純資産の部合計	551,325,987	551,507,061

□ 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
1. 事業総利益	5,652,352	5,819,458
(1) 信用事業収益	4,171,266	4,359,371
資金運用収益	3,965,479	3,945,108
(うち預金利息)	(1,611,479)	(1,552,257)
(うち有価証券利息)	(161,239)	(170,472)
(うち貸出金利息)	(1,716,016)	(1,643,903)
(うちその他受入利息)	(476,744)	(578,474)
役務取引等収益	84,663	80,923
その他事業直接収益	34,751	87,977
その他経常収益	86,371	245,362
(2) 信用事業費用	160,872	277,633
資金調達費用	71,412	44,209
(うち貯金利息)	(70,640)	(43,751)
(うち給付補填備金繰入)	(767)	(455)
(うち譲渡性貯金利息)	—	—
(うち借入金利息)	—	—
(うちその他支払利息)	(4)	(2)
役務取引等費用	15,793	15,722
その他事業直接費用	—	57,511
その他経常費用	73,667	160,189
(うち貸倒引当金繰入額)	(1,069,820)	(1,057,576)
(うち貸倒引当金戻入益)	—	—
(うち貸出金償却)	—	—
信用事業総利益	4,010,393	4,081,738
(3) 共済事業収益	989,332	970,893
共済付加収入	919,123	907,014
その他の収益	70,209	63,879
(4) 共済事業費用	34,960	30,591
共済推進費及び共済保全費	20,862	16,855
その他の費用	14,098	13,735
共済事業総利益	954,372	940,302
(5) 購買事業収益	417,518	241,377
購買品供給高	405,759	217,828
購買手数料	8,030	19,555
その他の収益	3,728	3,993
(6) 購買事業費用	365,347	191,595
購買品供給原価	355,181	181,135
購買品供給費	—	—
その他の費用	10,166	10,459
購買事業総利益	52,171	49,782
(7) 販売事業収益	166,229	168,186
販売品販売高	126,918	126,760
販売手数料	37,814	39,631
その他の収益	1,496	1,794
(8) 販売事業費用	105,762	104,918
販売品販売原価	97,177	99,372
販売費	—	—
その他の費用	8,584	5,546
販売事業総利益	60,467	63,267

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
(9) 福祉事業収益	—	—
(10) 福祉事業費用	7	—
福祉事業損失	7	—
(11) 利用事業収益	79,980	3,334
(12) 利用事業費用	71,762	8
利用事業総利益	8,217	3,325
(13) 宅地等供給事業収益	1,577	1,817
(14) 宅地等供給事業費用	—	40
宅地等供給事業総利益	1,577	1,777
(15) 旅行事業収益	587	3
(16) 旅行事業費用	503	200
旅行事業総利益	83	△ 196
(17) その他事業収益	627,638	726,676
(18) その他事業費用	33,735	31,798
その他事業総利益	593,903	694,878
(19) 指導事業収入	4,920	14,795
(20) 指導事業支出	33,747	30,212
指導事業收支差額	△ 28,826	△ 15,417
2. 事業管理費	4,539,979	4,808,172
(1) 人件費	3,173,805	3,419,522
(2) その他事業管理費	1,366,174	1,388,650
事業利益	1,112,372	1,011,286
3. 事業外収益	267,036	319,335
(1) 受取雑利息	1,222	1,133
(2) 受取出資配当金	237,356	271,486
(3) 持分法による投資益	—	—
(4) その他の事業外収益	28,456	46,716
4. 事業外費用	25,542	24,419
(1) 支払雑利息	24,120	23,989
(2) 持分法による投資損	—	—
(3) その他の事業外費用	1,422	430
経常利益	1,353,866	1,306,201
5. 特別利益	—	—
(1) 固定資産処分益	—	—
(2) その他の特別利益	—	—
6. 特別損失	497	37,623
(1) 固定資産処分損	497	37,623
(2) 減損損失	—	—
(3) その他の特別損失	—	—
税金等調整前当期利益	1,353,369	1,268,577
法人税・住民税及び事業税	264,295	356,080
法人税等調整額	△ 16,617	△ 75,031
法人税等合計	247,678	281,048
当期利益	1,105,690	987,529
非支配株主に帰属する当期利益	—	—
当期剰余金	1,105,690	987,529

□ 連結注記表等

◇令和3年度

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|------------------------|-----|
| ①連結される子会社・子法人等・・・・・・・・ | 1 社 |
| 東京協同サービス株式会社 | |
| ②非連結子会社・子法人等・・・・・・・・ | 0 社 |

2. 持分法の適用に関する事項

持分法の適用対象となる子会社・子法人等はありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

- ①連結される子会社等の決算日は次の通りです。

12月末日	0 社
3月末日	1 社

②連結される子会社・子法人等は、それぞれの決算日と連結決算日の差異が3ヶ月を超えないため、それぞれの当該決算日の財務により連結しております。連結決算日と上記の決算日等の間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの残高はありませんので、適用していません。

5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

6. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

現金及び現金同等物の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金としています。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------------|--|
| ①子会社株式 | : 移動平均法による原価法 |
| ②その他有価証券 | |
| (イ) 時価のあるもの | : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| (ロ) 市場価格のない株式等 | : 移動平均法による原価法 |

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）。

その他の棚卸資産 : 買取販売品については、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。
買取販売品以外については、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法について、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に納付する特例業務負担金の支出に充てるため、当JAが負担する将来見込額に基づき計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当JAは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日最終改正）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農産物を当JAが直売所等で販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種相談・研修サービスを提供する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行なったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行なっています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺消去を行なっています。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当JAが代理人として関与する取引の損益計算書の表示方法

購買事業収益のうち、当JAが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当JAが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

(3) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部における評価・換算差額等の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

III. 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当JAは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日最終改正）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

これにより、財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を適応した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当事業年度の事業収益及び事業費用がそれぞれ184,045千円減少しています。なお、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日最終改正）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

IV. 会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 1,057,576 千円

※貸倒引当金の総額を記載しています。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,021,609 千円（繰延税金負債との相殺前）

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)」に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上しています。

しかし、当該見積りは将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受けることから、今後の課税所得の推移状況によって、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により法定実効税率が変更された場合にも、同様の可能性があります。

3. 固定資産の減損

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画及び過去の税引前利益の実績を基礎としており、当該計画移行の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出することとしています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

V. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産及び無形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は447,548千円であり、その内訳は次のとおりです。

種類		(単位：千円)
有形固定資産	建物	165,255
	機械装置	973
	土地	275,614
	その他の有形固定資産 (車輌運搬具) (器具備品)	2,047 (221) (1,826)
	無形固定資産 ソフトウェア	3,657
合計		447,548

2. リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、富士見台支店の店舗については、リース契約により使用しています。

取得価額相当額	179,002	千円
減価償却累計額相当額	173,889	千円
期末残高相当額（未経過リース料期末残高相当額）	5,113	千円
（うち1年以内の金額）	(4,090)	千円
当期の支払リース料（減価償却費相当額）	4,090	千円

減価償却費相当額の算定方法は、定額法によっています。なお、上記注記は利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によっています。また、未経過リース料期末残高相当額に消費税等511千円は含めていません。

3. 担保に供している資産

定期預金4,000,000千円を為替決済の担保として、また定期預金3,000千円を公金事務取扱に係る担保として差し入れています。

4. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債務の総額	1,928,302	千円
-----------------	-----------	----

5. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額	2,918,661	千円
-------------------	-----------	----

6. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2) (i) から(iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権の合計額及びその内訳は次のとおりです。なお、下記の債権額は貸倒引当金控除前の金額です。

種類	定義	金額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。	1,093,237千円
危険債権	債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く）です。	913,522千円
三月以上延滞債権	元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。	一千円
貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なった貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。	一千円
合計		2,006,759千円

VII. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	7,660千円
うち事業取引高	4,660千円
うち事業取引以外の取引高	3,000千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	1,133千円
うち事業取引高	1,133千円

VII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行なっています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行なっています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行なうとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行なっています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行なっており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALM等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行なっています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行なっています。運用部門が行なった取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行なっているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行ない経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.12%上昇したものと想定した場合には、経済価値が693,332千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行なう上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行なっています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	325, 693, 663	325, 697, 332	3, 668
有価証券	-	-	-
満期保有目的の債券	-	-	-
その他有価証券	39, 669, 640	39, 669, 640	-
貸出金	155, 464, 210	-	-
貸倒引当金(*1)	△1, 057, 576	-	-
貸倒引当金控除後	154, 406, 633	155, 989, 298	1, 582, 664
資産計	519, 769, 937	521, 356, 270	1, 586, 333
貯金	509, 512, 471	509, 521, 561	9, 089
負債計	509, 512, 471	509, 521, 561	9, 089

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	18,770,990

外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日最終改正）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	325,693,663	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち 満期があるもの	-	-	-	100,000	900,000	39,900,000
貸出金(*1, 2)	12,617,717	10,143,866	11,149,405	9,041,291	8,858,846	100,686,638
合 計	338,311,381	10,143,866	11,149,405	9,141,291	9,758,846	140,586,638

(*1) 貸出金のうち、当座貸越100,036千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件2,966,445千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	494,025,049	10,092,052	4,112,467	545,487	737,414	-
合 計	494,025,049	10,092,052	4,112,467	545,487	737,414	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VIII. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	1,025,700	1,002,392	23,307
	地方債	200,900	200,000	900
	政府保証債	-	-	-
	社債	2,151,510	2,099,965	51,544
	小計	3,378,110	3,302,358	75,751
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	17,543,480	18,048,879	△ 505,399
	地方債	851,040	900,000	△ 48,960
	政府保証債	494,100	500,000	△ 5,900
	社債	17,402,910	17,970,511	△ 567,601
	小計	36,291,530	37,419,390	△ 1,127,860
合計		39,669,640	40,721,748	△ 1,052,108

(*) なお、上記の差額に繰延税金資産293,748千円を加えた額△758,360千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	1,295,888	7,002	5,990
地方債	5,802,793	2,060	51,521
社債	5,269,922	78,914	-
合計	12,368,603	87,977	57,511

IX. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による「退職金共済制度」を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,425,167 千円
勤務費用	207,611 千円
利息費用	- 千円
数理計算上の差異の発生額	△ 61,535 千円
退職給付の支払額	△ 175,531 千円
期末における退職給付債務	3,395,711 千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,528,190 千円
特定退職金共済制度期待運用収益	9,933 千円
数理計算上の差異の発生額	150 千円
特定退職金共済制度等への拠出金	87,698 千円
退職給付の支払額	△ 93,556 千円
期末における年金資産	1,532,416 千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	3,395,711 千円
特定退職金共済制度	△ 1,532,416 千円
未積立退職給付債務	<u>1,863,295 千円</u>
未認識過去勤務費用	△ 217,246 千円
貸借対照表計上額純額	<u>1,646,048 千円</u>
退職給付引当金	1,646,048 千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	207,611 千円
利息費用	- 千円
特定退職金共済制度期待運用収益	△ 9,933 千円
数理計算上の差異の費用処理額	<u>71,498 千円</u>
小計	269,176 千円
子会社出向職員にかかる子会社負担額	△ 11,587 千円
合計	<u>257,589 千円</u>

(6) 評価・換算差額等に計上された項目の内訳

評価・換算差額等の退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

未認識数理計算上の差異	△ 217,246 千円
合計	△ 217,246 千円

(7) 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	64 %
年金保険投資	27 %
現金及び預金	4 %
その他	5 %
合計	100 %

(8) 長期期待運用收益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しています。

(9) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00 %
長期期待運用收益率	
特定退職金共済制度期待運用收益率	0.65 %

2. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行なう特例年金等の業務に要する費用に充てるため、当事業年度において特例業務負担金32,809千円を拠出しています。

なお、令和4年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は333,562千円となっています。

X. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	160,983
賞与引当金	93,991
退職給付引当金	459,576
役員退職慰労引当金	12,239
資産除去債務	45,205
未払法人事業税及び未払特別法人事業税	16,684
未払法人事業所税	2,231
固定資産減損損失	12,935
業務外固定資産評価損	78,612
特例業務負担金引当金	93,130
その他有価証券評価差額金（評価損）	293,748
その他	40,076
繰延税金資産小計	1,309,415
評価性引当額	△ 287,806
繰延税金資産合計 (A)	1,021,609
繰延税金負債	
有形固定資産（資産除去債務）	△ 3,915
繰延税金負債合計 (B)	△ 3,915
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	1,017,694

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92 %
調整	交際費等永久に損金に算入されない項目
	0.93 %
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目
	△ 5.15 %
	住民税均等割等
	0.26 %
評価性引当額の増減	0.30 %
事業分量配当金	△ 5.56 %
その他	△ 0.20 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.50 %

XI. 収益認識に関する注記

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」における「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

XII. その他の注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当JAが所有する建物の一部に有害物質が使用されていることから、その有害物質を除去する義務に関して、当該除去費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は14年～33年、割引率は1.277%～2.250%を採用しています。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	160,458 千円
時の経過による調整額	1,452 千円
期末残高	161,911 千円

2. 貸借対照表に計上していない資産除去債務

当JAは、支店等の事業用資産に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該支店等の事業用資産は当JAが事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行なわれたとしても除去費用見積額に金額的重要性はないことから当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

◇令和2年度

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社・子法人等・・・・・・・ 1社

　　東京協同サービス株式会社

②非連結子会社・子法人等・・・・・・・ 0社

2. 持分法の適用に関する事項

持分法の適用対象となる子会社・子法人等はありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

①連結される子会社等の決算日は次の通りです。

　　12月末日 0社

　　3月末日 1社

②連結される子会社・子法人等は、それぞれの決算日と連結決算日の差異が3ヶ月を超えないため、それぞれの当該決算日の財務により連結しております。連結決算日と上記の決算日等の間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの残高はありませんので、適用していません。

5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

6. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

現金及び現金同等物の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金としています。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

①子会社株式 : 移動平均法による原価法

②その他有価証券

(イ) 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(ロ) 時価のないもの : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

その他の棚卸資 : 買取販売品については、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、買取販売品以外については、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に納付する特例業務負担金の支出に充てるため、当JAが負担する将来見込額に基づき計上しています。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

6. 計算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

7. その他連結計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部における評価・換算差額等の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

III. 表示方法の変更に関する注記

1. 会計上の見積もりに関する会計基準（企業会計基準第31号2020年3月31日）の適用

新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2により「会計上の見積もりの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を適用し、当事業年度より貸倒引当金、繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損に関する見積もりについての情報を「会計上の見積もりに関する注記」に記載しています。

IV. 会計上の見積もりに関する注記

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

1,069,820千円 ※貸倒引当金の総額を記載しています。

(2) その他の情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積もりに関する主要な仮定としています。債務者の状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

766,163千円※

※繰延税金資産の総額を記載しています。繰延税金資産の内訳等は、「税効果会計に関する注記」に記載しています。

(2) その他の情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上しています。

しかし、当該見積もりは将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受けることから、今後の課税所得の推移状況によって、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来的税制改正により法定実行税率が変更された場合にも、同様の可能性があります。

3. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当該事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

(2) その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、第8次中期経営計画を基礎としており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については一定の仮定を設定して算出することとしています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び当の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

V. 連結貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳

有形固定資産及び無形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は447,548千円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	圧縮記帳
有形固定資産	建物	165,255
	機械装置	973
	土地	275,614
	その他の有形固定資産 (車両・運搬具) (器具備品)	2,047 (221) (1,826)
無形固定資産	ソフトウェア	3,657
	合計	447,548

2. リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、富士見台支店の店舗については、リース契約により使用しています。

取得価格相当額	179,002	千円
減価償却累計額相当額	169,798	千円
期末残高相当額（未経過リース料期末残高相当額） （うち1年以内の金額）	9,204 (4,090)	千円 千円
当期の支払リース料（減価償却費相当額）	4,090	千円

減価償却費相当額の算定方法は、定額法によっています。なお、上記注記は利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によっています。また、未経過リース料残高相当額に消費税等920千円は含めていません。

3. 担保に供している資産

定期預金4,000,000千円を為替決済の担保として、また、定期預金3,000千円を公金事務取扱に係る担保として差し入れています。

4. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債務の総額 1,889,586 千円

5. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 2,474,088 千円

6. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は2,076,406千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,076,406千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

VII. 連結損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	7,894 千円
うち事業取引高	4,894 千円
うち事業取引以外の取引高	3,000 千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	1,215 千円
うち事業取引高	1,215 千円

VII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券、投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.12%上昇したものと想定した場合には、経済価値が581,595千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。

当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	339, 255, 202	339, 259, 565	4, 362
有価証券			
その他有価証券	32, 370, 242	32, 370, 242	-
貸出金	149, 650, 514		
貸倒引当金(*1)	△ 1, 069, 820		
貸倒引当金控除後	148, 580, 693	150, 753, 510	2, 172, 816
資産計	520, 206, 138	522, 383, 318	2, 177, 179
貯金	509, 957, 693	509, 990, 590	32, 897
負債計	509, 957, 693	509, 990, 590	32, 897

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円L i b o r・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円L i b o r・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円L i b o r・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円L i b o r・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	18,681,770

外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	339,255,202	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち 満期があるもの	214,496	214,496	214,496	214,496	1,614,496	30,271,769
貸出金(*1, 2)	11,586,283	10,398,117	11,077,528	8,961,707	8,470,751	96,127,359
合 計	351,055,982	10,612,614	11,292,024	9,176,204	10,085,248	126,399,128

(*1) 貸出金のうち、当座貸越114,363千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件3,028,766千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	495,204,698	8,715,097	4,667,169	831,890	538,838	-
合 計	495,204,698	8,715,097	4,667,169	831,890	538,838	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VII. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差額(*)
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えるもの	国債	2,341,330	2,285,379	55,950
	地方債	205,460	200,000	5,460
	政府保証債	504,900	500,000	4,900
	社債	5,404,300	5,302,368	101,931
	小計	8,455,990	8,287,748	168,241
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えるないもの	国債	6,425,740	6,587,360	△ 161,620
	地方債	5,820,952	5,944,253	△ 123,300
	社債	11,667,560	11,952,333	△ 284,773
	小計	23,914,252	24,483,947	△ 569,695
合計		32,370,242	32,771,695	△ 401,453

(*) なお、上記の差額に繰延税金資産112,085千円を加えた額△289,367千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	2,821,328	10,464	-
社債	2,818,577	24,287	-
受益証券	513,450	-	-
合計	6,153,355	34,751	-

IX. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,327,103 千円
勤務費用	206,853 千円
利息費用	- 千円
数理計算上の差異の発生額	69,285 千円
退職給付の支払額	△ 178,074 千円
期末における退職給付債務	3,425,167 千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,523,572 千円
特定退職金共済制度期待運用収益	10,665 千円
数理計算上の差異の発生額	93 千円
特定退職金共済制度等への拠出金	91,755 千円
退職給付の支払額	△ 97,896 千円
期末における年金資産	1,528,190 千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

退職給付債務	3,425,167 千円
特定退職金共済制度	△ 1,528,190 千円
未積立退職給付債務	1,896,977 千円
未認識数理計算上の差異	△ 350,431 千円
貸借対照表計上額純額	1,546,546 千円
退職給付に係る負債	1,546,546 千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	206,853 千円
利息費用	- 千円
特定退職金共済制度期待運用収益	△ 10,665 千円
数理計算上の差異の費用処理額	65,783 千円
小計	261,972 千円
子会社出向職員にかかる子会社負担	△ 12,712 千円
合計	249,259 千円

(6) 評価・換算差額等に計上された項目の内訳

評価・換算差額等の退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

未認識数理計算上の差異	△ 350,431 千円
合計	△ 350,431 千円

(7) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	63 %
年金保険投資	26 %
現金及び預金	6 %
その他	5 %
合計	100 %

(8) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(9) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00 %
長期期待運用収益率	
特定退職金共済制度期待運用収益率	0.70 %

2. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、当事業年度において特例業務負担金32,468千円を拠出しています。

なお、令和3年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、370,275千円となっています。

X. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	167,140
賞与引当金	45,429
退職給付引当金	431,795
役員退職慰労引当金	9,623
資産除去債務	44,799
未払法人事業税及び未払地方法人特別税	13,834
未払法人事業所税	2,253
固定資産減損損失	12,935
業務外固定資産評価損	78,612
特例業務負担金引当金	103,380
その他有価証券評価差額金（評価損）	112,085
その他	28,995
繰延税金資産小計	1,050,887
評価性引当額	△ 284,724
繰延税金資産合計 (A)	766,163
繰延税金負債	
有形固定資産（資産除去債務）	△ 4,356
繰延税金負債合計 (B)	△ 4,356
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	761,807

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.95 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.95 %
住民税均等割等	0.33 %
評価性引当額の増減	△ 3.77 %
事業分量配当金	△ 4.86 %
その他	△ 0.33 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.95 %

XI. その他の注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当JAが所有する建物の一部に有害物質が使用されていることから、その有害物質を除去する義務に関して、当該除去費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は14年～33年、割引率は1.277%～2.250%を採用しています。

(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	158,831千円
時の経過による調整額	1,626千円
期末残高	160,458千円

2. 貸借対照表に計上していない資産除去債務

当JAは、支店等の事業用資産に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における現状回復にかかる義務を有していますが、当該支店等の事業用資産は当JAが事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われたとしても除去費用見積額に金額的重要性はないことから当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

□ 連結剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和 2 年度	令和 3 年度
(資本剰余金の部)	—	—
1 資本剰余金期首残高	6, 567	6, 567
2 資本剰余金増加高	—	—
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	6, 567	6, 567
(利益剰余金の部)	—	—
1 利益剰余金期首残高	36, 051, 563	36, 790, 096
2 利益剰余金増加高	1, 105, 690	987, 529
当期剰余金	1, 105, 690	987, 529
3 利益剰余金減少高	367, 157	322, 438
配当金	367, 157	322, 438
4 利益剰余金期末残高	36, 790, 096	37, 455, 188

□ 農協法に基づく開示債権

種類	令和2年度	令和3年度	(単位：百万円) 増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	-	1,093	△1,093
危険債権額	2,076	913	1,163
要管理債権額	-	-	-
三月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	-	-	-
小計	2,076	2,006	70
正常債権額	147,574	153,511	△5,937
合計	149,650	155,518	△5,868

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

□ 連結事業年度の事業別経常収益等

○連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

	令和 2 年度	令和 3 年度
信用事業	事業収益 4,171	4,359
	経常利益 1,497	1,408
	資産の額 522,621	522,199
共済事業	事業収益 989	970
	経常利益 329	287
	資産の額 23	18
購買事業	事業収益 417	241
	経常利益 △215	△188
	資産の額 71	44
販売事業	事業収益 166	168
	経常利益 △118	△201
	資産の額 -	-
その他事業	事業収益 714	746
	経常利益 △140	-
	資産の額 -	-
計	事業収益 6,459	6,486
	経常利益 1,353	1,306
	資産の額 551,325	551,507

□ 連結自己資本の充実の状況

令和4年3月末における連結自己資本比率は、17.6%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	東京あおば農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	39,841百万円

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーション・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項目	令和2年度	令和3年度
<コア資本に係る基礎項目>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	38,757	39,390
うち、出資金及び資本準備金の額	2,204	2,166
うち、再評価積立金の額	–	–
うち、利益剰余金の額	36,229	36,910
うち、外部流出予定額(△)	322	313
うち、上記以外に該当するものの額	△38	△41
コア資本に算入される評価・換算差額等	–	–
うち、退職給付に係るもの額	–	–
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	–	–
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	469	478
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	469	478
うち、適格引当金コア資本算入額	–	–
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	–	–
うち、回転出資金の額	–	–
うち、上記以外に該当するものの額	–	–
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	–	–
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	–	–
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	–	–
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	39,226	39,869
<コア資本に係る調整項目>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。)の額の合計額	28	27
うち、のれんに係るもの額	–	–
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	28	27
繰延税金資産(一時差異に係るものと除く。)の額	–	–
適格引当金不足額	–	–
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	–	–
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	–	–
退職給付に係る資産の額	–	–
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	–	–
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	–	–
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	–	–
特定項目に係る10パーセント基準超過額	–	–
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	–	–
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	–	–
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	–	–

特定項目に係る 15 パーセント基準超過額		-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額		-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額		-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額		-	-
コア資本に係る調整項目の額 (口)	28	27	
<自己資本>			
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	39,197	39,841	
<リスク・アセット等>			
信用リスク・アセットの額の合計額	208,716	215,682	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-	
うち、他の金融機関等向けエクスポートジャー	-	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	-	
オペレーション・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額	10,861	10,713	
信用リスク・アセット調整額	-	-	
オペレーション・リスク相当額調整額	-	-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	219,578	226,395	
<連結自己資本比率>			
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	17.85%	17.60%	

- 注 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーション・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト	令和2年度			令和3年度		
	エクスポート ジャヤーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポート ジャヤーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
現金	1,386	-	-	1,380	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	8,877	-	-	19,069	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決裁銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	6,148	-	-	1,101	-	-
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	5,570	506	20	4,766	426	17
地方三公社向け	4,200	840	33	4,350	870	34
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	339,262	67,852	2,714	325,696	65,139	2,605
法人等向け	12,456	7,508	300	15,258	7,894	315
中小企業等向け及び個人向け	1,402	413	16	1,527	450	18
抵当権付住宅ローン	81,877	28,263	1,130	82,480	28,497	1,139
不動産取得等事業向け	33,409	32,956	1,318	36,611	35,586	1,423
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	33	6	0	29	5	0
信用保証協会等保証付	14,586	1,452	58	14,735	1,467	58
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	597	597	23	597	597	23
(うち出資等のエクスポート ジャヤー)	597	597	23	597	597	23
(うち重要な出資のエクスポート ジャヤー)	-	-	-	-	-	-
上記以外	42,103	68,217	2,728	45,232	74,247	2,969
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポート ジャヤー)	-	-	-	1,407	3,519	140
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポート ジャヤー)	18,083	45,209	1,808	18,223	45,557	1,822
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポート ジャヤー)	686	1,715	68	793	1,984	79
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポート ジャヤー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポート ジャヤー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポート ジャヤー)	23,333	21,292	851	24,807	23,186	927
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャー (うちルックスルーワイズ)	-	-	-	-	-	-
(うちマンデート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスボージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額(△)	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	99	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスボージャー別計	551,913	208,617	8,344	552,837	215,183	8,607
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスボージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	551,913	208,716	8,348	552,837	215,183	8,607
オペレーションナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
	10,861		434	10,713		428
所要自己資本額計	リスク・アセット(分母) 合計 a		所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	リスク・アセット(分母) 合計 a		所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
	219,578		8,783	226,395		9,055

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスボージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスボージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスボージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスボージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスボージャー、重要な出資のエクスボージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスボージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスボージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスボージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. 当連結グループでは、オペレーションナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
<オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{(\text{粗利益} (\text{正の値の場合に限る}) \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容（P. 24）をご参照ください。

（注）単体の「リスク管理の状況」の項目に記載。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスター・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスボージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスボージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスボージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスボージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポート（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポートの期末残高

(単位：百万円)

区分	信用リスクに関するエクスポートの残高	令和2年度			令和3年度		
		うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポートの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポートの残高
国 内	552,514	149,707	32,801	-	552,837	155,518	40,782
国 外	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計	552,514	149,707	32,801	-	552,837	155,518	40,782
法人	農業	-	-	-	-	1	1
	林業	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-
	製造業	502	6	496	-	9	9
	鉱業	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	10,561	7,059	3,502	-	10,066	7,563
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,609	-	2,609	-	3,818	-
	運輸・通信業	8,976	15,448	8,961	-	7,580	13
	金融・保険業	340,215	118,926	800	-	328,148	113
	卸売・小売・飲食・サービス業	4,991	4,090	901	-	9,069	5,356
	日本国政府・地方公共団体	18,026	2,999	15,026	-	23,319	3,149
	上記以外	955	402	503	-	1,116	363
	個 人	134,961	134,961	-	-	138,897	138,897
	そ の 他	30,712	53	-	-	30,808	48
業種別残高計		552,514	149,707	32,801	-	552,837	155,518
1年以下		341,037	1,775	-	328,441	2,744	-
1年超3年以下		4,775	4,775	-	4,115	4,115	-
3年超5年以下		6,472	5,072	1,400	6,598	5,596	1,001
5年超7年以下		9,002	6,209	2,793	6,874	6,774	100
7年超10年以下		15,718	12,214	3,504	16,250	10,339	5,910
10年超		144,598	119,494	25,103	159,572	125,802	33,770
期限の定めのないもの		30,909	166	-	30,985	146	-
残存期間別残高計		552,514	149,707	32,801	552,837	155,518	40,782
平均残高計		523,076	146,045	33,578	521,553	150,870	32,729

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポートの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに該当するもの、証券化エクスポートに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポートをいいます。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和2年度					令和3年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	463	469	-	463	469	469	478	-	469	478
個別貸倒引当金	745	600	29	716	600	600	578	-	600	578

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区分	令和2年度						令和3年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国内	745	600	29	716	600	/	600	578	-	600	578	/
国外	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	/
地域別計	745	600	29	716	600	/	600	578	-	600	578	/
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	745	600	29	745	600	29	600	578	-	600	578	-
業種別計	745	600	29	745	600	29	600	578	-	600	578	-

⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

信用 リス ク削 減 効 果 勘 案 後 残 高	令和2年度						令和3年度					
	格付あり		格付なし		計		格付あり		格付なし		計	
	リスク・ウェイト0%	-	21,731	21,731	-	-	26,531	26,531	-	-	-	-
リスク・ウェイト2%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト4%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト10%	-	19,597	19,597	-	-	-	18,936	18,936	-	-	-	-
リスク・ウェイト20%	1,400	343,550	344,951	1,600	330,148	331,749	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト35%	-	80,752	80,752	-	81,422	81,422	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト50%	6,993	7	7,000	11,335	4	11,340	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト75%	-	537	537	-	581	581	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト100%	2,609	56,564	59,174	300	61,552	61,852	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト150%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト250%	-	18,770	18,770	-	20,424	20,424	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト1250%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	11,003	541,510	552,514	13,237	539,600	552,837	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行なっています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容（P. 24）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額

(単位：百万円)

区分	令和2年度		令和3年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	500	—	500
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	0	—
中小企業等向け及び個人向け	3	60	2	74
抵当権付住宅ローン	17	—	0	—
不動産取得等事業向け	—	—	0	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	169	—	0	0
合 計	174	561	3	576

(注) 1. 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」は、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポート及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポート)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポートのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポートに関する事項

該当する取引はありません。

(7) オペレーション・リスクに関する事項

① オペレーション・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーション・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行なっています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容(P.24)をご参照ください。

(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクspoージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクspoージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行なっています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容(P.24)をご参照ください。

② 出資その他これに類するエクspoージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	連結貸借対照表 計上額	時価評価額	連結貸借対照表 計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	18,631	-	18,770	-
合計	18,631	-	18,770	-

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクspoージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和2年度			令和3年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	0	-	-	-

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和2年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和2年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和2年度	令和3年度
ルックスルーア方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンデート方式を適用するエクspoージャー	-	-
蓋然性方式（250%）を適用するエクspoージャー	-	-
蓋然性方式（400%）を適用するエクspoージャー	-	-
フォールバック方式（1250%）を適用する エクspoージャー	-	-

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行なっています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容(P.24)をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク		\triangle EVE		\triangle NII	
項目番号		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	4,669	5,491	447	369
2	下方パラレルシフト			7	6
3	ステイープ化	4,099	5,163		
4	フラット化				
5	短期金利上昇	292	70		
6	短期金利低下				
7	最大値	4,669	5,491	447	369
		前期末		当期末	
8	自己資本の額		39,197		39,841

(注) 1. 「 \triangle EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

2. 「 \triangle NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
5. 「ステイープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

□ 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行なうに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和4年7月21日

東京あおば農業協同組合

代表理事組合長 久保 秀一

組合単体ベースのディスクロージャー開示項目

I 概況及び組織に関する事項	
1 業務の運営の組織	102
2 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	103
3 事務所の名称及び所在地	106
4 特定信用事業代理業者に関する事項	106
II 主要な業務の内容	
5 主要な業務の内容	6
III 主要な業務に関する事項	
6 直近の事業年度における事業の概況	6
7 直近の5事業年度における主要な業務の状況	
①経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	68
②経常利益又は経常損失	68
③当期剰余金又は当期損失金	68
④出資金及び出資口数	68
⑤純資産額	68
⑥総資産額	68
⑦貯金等残高	68
⑧貸出金残高	68
⑨有価証券残高	68
⑩単体自己資本比率	68
⑪剰余金の配当の金額	68
⑫職員数	68
8 直近の2事業年度における事業の状況	
①主要な業務の状況を示す指標	69
②貯金に関する指標	71
③貸出金等に関する指標	72
④有価証券に関する指標	78
IV 業務の運営に関する事項	
9 リスク管理の体制	24
10 法令遵守の体制	25
11 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	23
12 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	26
V 組合の直近の2事業年度における財産の状況	
13 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	37
14 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	45
②危険債権	45
③三月以上延滞債権	45
④貸出条件緩和債権	45
⑤正常債権	45
15 元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	
16 自己資本の充実の状況	88
17 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
①有価証券	79
②金銭の信託	80
③デリバティブ取引	80
④金融等デリバティブ取引	80
⑤有価証券関連店頭デリバティブ取引	80
18 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	76
19 貸出金償却の額	76
20 会計監査人の監査を受けている旨	67

連結(組合及び子会社等)ベースのディスクロージャー開示項目

I 組合及びその子会社等の概況	
1 組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	107
2 組合の子会社等に関する事項	107
①名称	107
②主たる営業所又は事務所の所在地	107
③資本金又は出資金	107
④事業の内容	107
⑤設立年月日	107
⑥組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	107
⑦組合の1の子会社等以外の子会社等が有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	107
II 組合及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの	
3 直近の事業年度における事業の概況	107
4 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況	108
①経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	108
②経常利益又は経常損失	108
③当期利益又は当期損失	108
④純資産額	108
⑤総資産額	108
⑥連結自己資本比率	108
III 直近の2連結会計年度における財産の状況につき連結したもの	
5 貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	109
6 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	118
②危険債権	118
③三月以上延滞債権	118
④貸出条件緩和債権	118
⑤正常債権	118
7 自己資本の充実の状況	146
8 事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	142